

三重県消防広域化及び連携・協力に  
関する推進計画（案）

平成 31 年 3 月

令和 7 年 3 月改訂（案）

三 重 県

## 目 次

第1章 計画の基本的な事項	……	P1
1.1 計画策定の目的		
1.2 計画に定める事項		
第2章 消防の広域化及び連携・協力の経緯等	……	P2
2.1 消防の広域化及び連携・協力の経緯		
2.1.1 国におけるこれまでの経緯		
2.2 全国の取組状況		
2.2.1 広域化及び連携・協力の取組状況		
2.2.2 消防の広域化の成果（全国の事例）		
2.2.3 広域化が進まなかった理由と今後の対応		
第3章 消防を取り巻く環境の変化と三重県の消防の現況	……	P11
3.1 消防を取り巻く環境の変化と対応すべき課題		
3.2 三重県の消防の現況		
3.2.1 消防本部の現状		
3.2.2 消防の活動状況		
3.2.3 消防力の状況		
3.3 広域化及び連携・協力の取組の継続の必要性		
第4章 消防力の向上に向けた取組	……	P28
4.1 これまでの三重県消防広域化に向けた方針		
4.2 三重県における広域化及び連携・協力の取組状況		
4.3 広域化対象市町の組合わせ及び連携・協力対象市町の組合わせ		
4.4 今後の消防の広域化及び連携・協力の推進について		
4.4.1 消防の広域化の推進について		
4.4.2 消防の連携・協力の推進について		
第5章 消防の広域化及び連携・協力のために必要な措置	……	P37
5.1 広域化及び連携・協力推進のための措置事項		
5.1.1 県の支援措置		
5.1.2 国の支援措置		

## 第1章 計画の基本的な事項

### 1.1 計画策定の目的

平成30年4月、消防庁が定める消防の広域化及び連携・協力に関する基本指針の一部改正が行われ、その中で平成18年の消防組織法改正以降の10年以上にわたる取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、都道府県の消防広域化推進計画を再策定することが求められました。

このため、県では、消防の広域化と広域化につなげる消防の連携・協力にかかる市町の自主的な取組を進めることを目的に、消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況など、現状や課題を聞き取りました。

また、地域ごとの広域化及び連携・協力の取組状況をふまえ、中長期的な消防体制の将来像の展望と、展望を見据えた推進期間中の取組について各消防本部と議論を重ね、今後の本県における消防体制の方向性を示した「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

このたび、令和6年3月に消防庁が定める消防の広域化に関する基本指針の一部改正、同年4月に連携・協力に関する基本指針の一部改正が再度なされたことを受けて、県内における消防の広域化及び連携・協力の取組状況の追記や各種データの更新等を行いました。

### 1.2 計画に定める事項

推進計画では、消防を取り巻く環境の変化、消防の現状と課題、地域ごとの取組の現状等のほか、地域ごとの広域化に対するこれまでに大きく進展してきた連携・協力の取組状況をふまえたものとし、小規模消防本部が管轄する地域の消防力強化に向けた中長期的な消防体制を確立するため、本県消防体制の方向性として、さらなる連携・協力とそれに続く広域化を推進していくため、国が定める推進期間における取組など、次の事項を定めています。

- ①消防の広域化及び連携・協力の経緯等
- ②消防を取り巻く環境の変化と三重県の消防の現況
- ③消防力の向上に向けた取組
- ④消防の広域化及び連携・協力のために必要な措置

## 第2章 消防の広域化及び連携・協力の経緯等

### 2.1 消防の広域化及び連携・協力の経緯

#### 2.1.1 国におけるこれまでの経緯

##### 1 消防の広域化

###### (1) 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。しかし、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されるなど、全国的に見ると消防の体制としては必ずしも十分でない場合があるとされています。

これらの課題を克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であるとの考え方から、市町村の自主的な消防の広域化を推進することとされました。

###### (2) 消防組織法の改正、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の告示

総務省消防庁は、消防の広域化を推進するため、平成18年6月に消防組織法の一部を改正するとともに、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定め、各都道府県は平成19年度中に「消防広域化推進計画」を策定し、その後5年度以内（平成24年度末まで）を目途に広域化を実現することとされました。

なお、基本指針では、広域化の規模は、管轄人口が概ね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとし、地域の実情にかかわらず、全国において同様に推進することとされました。

###### (3) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正（平成25年4月1日）

基本指針に示された広域化実現の期限である平成24年度末を迎えましたが、全国的には小規模な消防本部が全消防本部の約6割を占めるなど、広域化はまだ十分とは言えず、小規模消防本部が抱える課題が克服されていない状況にありました。このことに加え、東日本大震災での教訓や類例をみない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まり、さらに将来の日本の総人口が減少することが予想されていることをふまえると、国、都道府県及び市町村が一体となった消防の広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となることから、平成25年4月1日に基本指針を改正し、広域化の推進期限が平成30年4月1日まで延長されました。

この改正では、第一に、広域化の組合せは管轄人口30万人以上の規模を一つの目標としながらも、この規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部

の広域化を着実に進めるという観点から、地域の実情を十分に考慮すること、第二に、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要がある地域に、国、都道府県が集中的に支援することとされました。

(4)「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正（平成30年4月1日）

これまでの取組により、全国において一定程度の広域化が実現したものの、小規模な消防本部がまだ多数存在するなか、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等に対応していくために消防力の強化が必要なこと、また、小規模消防本部における消防力整備率は、はしご自動車、化学消防車等について消防本部の規模による顕著な差が見られることなどから、国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題であるとして、平成30年4月1日に再び基本指針を改正し、広域化の推進期限が令和6年4月1日まで延長されました。

(5)「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正（令和6年3月29日）

多様化・大規模化する災害や新たな感染症等に備えた消防体制の確保の必要性が高まっている今日において、消防力の強化・充実のため早期の広域化の実現が求められていますが、現状、全消防本部の約6割が管轄人口10万人未満であり、平成30年度からの広域化の進捗がいまだ十分とは言い難い状況であることから、本改正では、地域の核として広域化に向けた論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成において主導的な役割を担う「中心消防本部」を新たに位置づけることができる等を示すとともに、広域化の推進期限が令和11年4月1日まで延長されました。

## 2 消防の連携・協力

### (1) 「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の通知

消防の広域化は、消防組織法において「2以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること」と定義されています。この意図するところは、言うまでもなく消防の組織を統合することによる行財政のスケールメリットの発揮です。

その一方で、消防審議会の「消防の広域化及び連携・協力に関する答申（平成29年3月15日）」では、「直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要である」との答申がなされました。

これを受けて、消防の広域化を消防体制の整備・確立に向けての有効な手段の一つとして推進していくとともに、消防の広域化にはなお時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとし、平成29年4月1日に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（以下「連携・協力基本指針」という。）を定め、その期限は令和5年4月1日とされました。

消防の連携・協力を実施するにあたっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する消防本部において積極的な検討を実施していくこととし、消防の連携・協力を行おうとするときは、市町村において、協議により「消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（連携・協力実施計画）」を作成することが求められました。

### (2) 「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の改正（平成30年4月1日）

平成30年4月1日の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正に伴い、同日付で連携・協力基本指針についても改正が行われ、その中で県においても、消防指令センターの共同運用などの市町村の消防の連携・協力について、広い視野で検討し、県推進計画において対象となる市町村を定めるものとされました。

また、広域化の実現の期限とあわせ、連携・協力の期限についても令和6年4月1日まで延長されました。

#### （連携・協力基本指針で示された連携・協力の具体例）

- ① 通信指令業務の共同運用
- ② はしご自動車や特殊災害車両等の出動頻度の高くない車両の共同整備
- ③ 管轄の境界付近における消防署所の共同設置
- ④ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における連携・協力
- ⑤ 専門的な人材育成 等

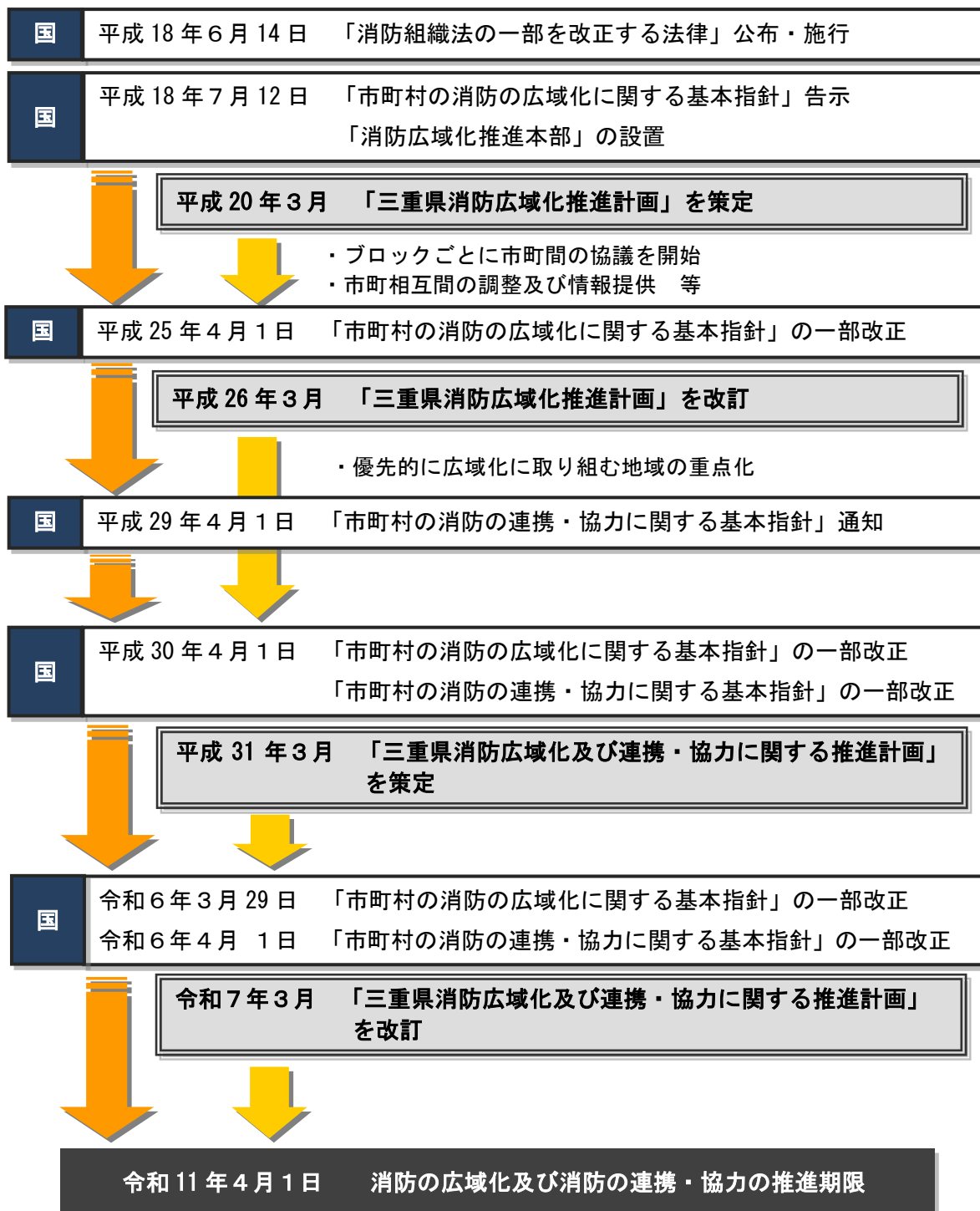
(3) 「市町村の消防の連携・協力の基本指針」の改正(令和6年4月1日)

近年、激甚化・頻発化する自然災害等に対して、迅速で効果的な災害対応をしていくために、常備消防の体制の整備・確立のため消防の広域化を推進してきました。平成31年以降に全国で広域化した7地域のうち5地域では、それ以前に指令の共同運用等の消防の連携・協力に取り組んでいたことから、消防の連携・協力は広域化の実現につながるものと考えられるため、連携・協力の方向性として7つの類型を提示するとともに、広域化の推進期限をふまえ、連携・協力の推進期限が令和11年4月1日まで延長されました。

基本指針改正(R6. 3. 29、R6. 4. 1)のポイント

- 消防の広域化及び連携・協力の推進期限を令和11年4月1日までとする。
- 今後の広域化の推進の方向性を示した。
  - ①広域化推進の選択肢として、地域の核となる消防本部を「中心消防本部」として都道府県推進計画に記載可能とする。
  - ②中心消防本部は、広域化に向けた論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成において主導的な役割を担うものとする。
  - ③都道府県は、消防本部の連携・協力の実施状況や指令システム標準化の状況も考慮して広域化対象市町村の組合せを検討するものとする。
  - ④都道府県は、市町村への消防カシミュレーション結果の提示、比較整理などを通じた広域化の機運醸成や、関係者間の協議の場の設置等を主導するものとする。
  - ⑤国は、広域化を実現した消防本部の優良事例等の情報や、広域化の効果等を分析するシステムの提供等をするものとする。
- 今後の連携・協力の推進の方向性を示した。
  - ①平成31年以降に広域化した7地域のうち5地域では、それ以前に連携・協力を実施しており、多様かつ複数の連携・協力の取組は、広域化実現に繋がることから積極的に推進するものとする。
  - ②指令の共同運用を行う地域の半数超が実施していないものの、その効果を最大限に生かすこととなる高度な運用(ゼロ隊運用・直近指令)の実施を推進するものとする。
- 連携・協力の具体的な類型を示した。
  - ①指令の共同運用 ②消防用車両等の共同整備 ③高度・専門的な違反処理や特殊な予防業務 ④特殊な救助等専門部隊(水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等)の共同設置 ⑤専門的な人材育成の推進 ⑥訓練の定期的な共同実施 ⑦現場活動要領の統一
- 国は、広域化及び連携・協力の取組に係る取組に所要の地方財政措置を講ずるとした。

## 消防の広域化及び連携・協力の経緯と今後のスケジュール





## 2.2 全国の取組状況

### 2.2.1 広域化及び連携・協力の取組状況

全国の消防本部数は、平成18年の消防組織法の一部改正以降、令和6年4月1日までの間に、全国で811本部であったのが、消防の広域化の推進等により、約1割の91本部が減少したことで、720消防本部となりました。

また、平成18年度当時、管轄人口10万人未満の消防本部が487本部存在していましたが、令和6年4月1日現在、依然として432本部と全体の約6割を占めている状況です。

規模別の消防本部数及び減少数

本部規模	本部数		減少数	
	本部数	割合	(R6←H18)	減少割合
全消防本部	720	—	▲91	▲11%
うち 管轄人口10万人未満	432	6割	▲55	▲11%

出典：総務省消防庁「令和6年度版 消防白書」より作成

令和6年4月1日現在、広域化については、これまでに全国の59地域で実現しているとともに、連携・協力については、50地域（212本部、12非常備町村）において、消防指令センターの共同運用が実現しています。

### 2.2.2 消防の広域化の成果（全国の事例）

令和6年4月現在、消防の広域化及び連携・協力を実現した全国の消防本部では、災害発生時における初動体制の強化、消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮及び本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強等において、以下のとおり具体的なメリットが発揮されています。

#### （1）火災初動対応第一出動時の出動車両数等の充実

- ・奈良県広域消防組合消防本部 : 3～6台 → 6～7台
- ・宇部・山陽小野田消防局 : 5台 → 7台
- ・小田原市消防本部 : 6台 → 10台
- ・埼玉東部消防組合消防局 : 5～7台 → 8台

#### （2）緊急出動時における現場到着時間の短縮

- ・弘前地区消防事務組合消防本部：弘前市種市 ▲13：39
- ・小田原市消防本部 : 小田原市小竹 ▲4：51

### (3) 業務集約に伴う人員効率化による現場活動要員の増強及び出動体制の強化

- ・奈良県広域消防組合消防本部 : 広域化により 122 人の人員を現場へ再配置
- ・宇部・山陽小野田消防局 : 指揮隊 2 隊を新たに配置
- ・小田原市消防本部 : 高度救助隊を発足

出典：総務省消防庁「R6.4 消防広域化関係資料」

## 2.2.3 広域化が進まなかった理由と今後の対応

平成28年5月23日、消防庁長官から消防審議会に対し「人口減少や災害の多様化等社会環境の変化に対応し、必要となる消防力を維持していくための消防体制のあり方等」について諮問があり、平成29年3月15日、消防審議会は、「消防の広域化及び連携・協力に関する答申」を取りまとめました。

この答申では、全国的に広域化が進まない主な理由として、以下の理由が挙げられています。答申では、こうした課題への対応策を示すとともに、消防は、複雑・多様化する災害に適切に対応し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要があるとしています。また、体制の整備・確立については、有効な方策である消防の広域化をより積極的に進めていく必要があるとしている一方で、広域化のための組織統合に向けた調整が困難である等、直ちに広域化を進めることが困難な地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することにより、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能であるとしました。

### 広域化が進まなかった理由

- ① 地理的理由により広域化のメリットが得られない。既に合併、組合消防、事務委託しているので広域化は必要ないと考えており、広域化の協議に至らない。
- ② 小規模本部では、広域化により周辺地域となり消防力が低下することや負担金が増加することを懸念している。
- ③ 大規模本部では、現在の規模が適当・十分と考えており、広域化による消防力の流出を懸念している。
- ④ 広域化によって署所が削減される、地元と消防の結びつきが弱まる、防災部局や消防団との連携が困難になるといった懸念がある。
- ⑤ 人件費の調整が難航したり、施設整備の時期が不一致であることにより広域化の協議が進まない。

出典：消防審議会「H29.3.15 消防の広域化及び連携・協力に関する答申」

令和5年、国では、人口減少、災害の激甚化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化していくため、消防体制の構築の必要性、促進策等に関し検討を行うことを目的として「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」が行われました。

令和5年6月の最終報告書では、近年、消防の広域化の実現状況が鈍化していることから、消防本部が広域化に対して抱える懸念をふまえ、これらへの対応策を講ずることにより、広域化の促進を図ることが必要であること、また、消防の広域化が進む地域においては、都道府県や地域の核となる中心的な消防本部の積極的な取組が行われていることから、これらの取組の他地域への横展開を図ることが重要としています。

一方で、広域化に対する消防本部の懸念への対応として、広域化した本部に対する構成市町村の人的支援等の促進、広域化等の効果や実績に係る周知・説明などの必要性を示しています。

また、平成18年以降、令和6年4月1日までに、59地域において広域化が実現していることから、国は、全国の広域化実現団体における広域化が進んだ主な理由を次のとおり紹介しています。

#### 広域化が進んだ理由

- ① 消防本部名称・所在地、負担金割合、人員配置、各署所数等の重要調整項目についても、首長会議にて決定した。
- ② 消防指令センター及び消防・救急デジタル無線設備において、広域化による負担軽減が想定されていた。
- ③ 市境に山や川など遮るものがなく、市街地等が一体化し都市形態も類似している。市民の行き来も頻繁で、元来地域間のつながりが強かった。
- ④ 協議会発足前の検討会から、担当者による話し合いや各首長・各議会との調整を十分に行った。
- ⑤ 構成市町村が広域化の可能性を検討していた時期、構成市管内で集中豪雨により河川が氾濫し大規模な水害が発生。県内応援協定に基づき県内消防本部から応援に当たったが、応援協定に基づく出動の限界（即応性、指揮命令系統の分散など）を、広域化を検討中の首長が認識し、「効果的、効率的な災害対応を行うためには消防力の強化が必要であり、その為には消防広域化が有効な手段の一つである」との見解で一致した。

- ⑥ 市町村合併により、A市域の大半をA市消防本部が、残りの区域をB組合本部（A市域以外の町も加入）が管轄する変則的な消防体制が長期的に続いており、B組合本部管内のA市住民からA市消防本部同様のサービスの提供について、再三要望がなされていたことを契機として、最終的にA市消防本部とB組合本部全体の広域化につながった。
- ⑦ 構成市町の中心市が、広域化の前年度に1市単独で消防はしご自動車を購入し広域化に前向きに取り組んだ（広域化後、はしご自動車は組合消防の車両として使用することになり、他の組合構成市町の車両購入に係る負担が軽減された）
- ⑧ 構成市町村は同程度の消防力を有しており、他の構成市に消防力が流出し、将来的に特定市が財政負担増になる可能性が低かった。
- ⑨ 既存組合の一般職員の給与水準が、構成市町の中心市に準じており、消防職員の給与水準も他の市町消防職員と比較し中間水準であった。
- ⑩ 広域化前に、既に指令の共同運用などの連携・協力による取組を実施していたことで、消防事務を共同で行うことの効果を実感していたことに加え、人事交流による職員間のつながりが生まれるなど、広域化の下地ができていた。

出典：総務省消防庁「R6.4 消防広域化関連資料」

## 第3章 消防を取り巻く環境の変化と三重県の消防の現況

### 3.1 消防を取り巻く環境の変化と対応すべき課題

#### 1 大規模災害等への対応

東日本大震災から13年が経過し、震災の教訓をふまえた様々な災害対応力の強化がなされてきていますが、東日本大震災以降も熊本地震や令和元年東日本台風、令和6年能登半島地震など未曾有の自然災害が多発しており、新たな課題への対応が必要となっています。

さらに、今後発生することが予想されている南海トラフ地震や首都直下地震では、東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されています。

このような複雑・多様化する災害等をふまえ、さらなる消防体制の強化や安全対策の推進などに取り組む必要があります。

単独の市町では対応できないような大規模・特殊災害等においては、他の市町、県及び自衛隊等の関係機関と協力しつつ、広域的な体制を確保することが必要となります。また、体制の整備については、①合理的に人員を配置した警防活動体制及び現場指揮体制の整備、②高度で専門的な知識・経験を有する予防要員の確保、③救急業務の高度化・専門化に的確に対応した救急体制の整備等を図ることが必要となってきています。

#### 2 人口減少、少子高齢化への対応

本県では令和5年8月に「三重県人口減少対策方針」を策定し、人口減少への総合的な対応に取り組んでいるところです。2020年(令和2年)の国勢調査における本県の総人口は約177万人ですが、2040年(令和22年)には約150万人程度(国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口による推計、以下同じ)になる見込みです。

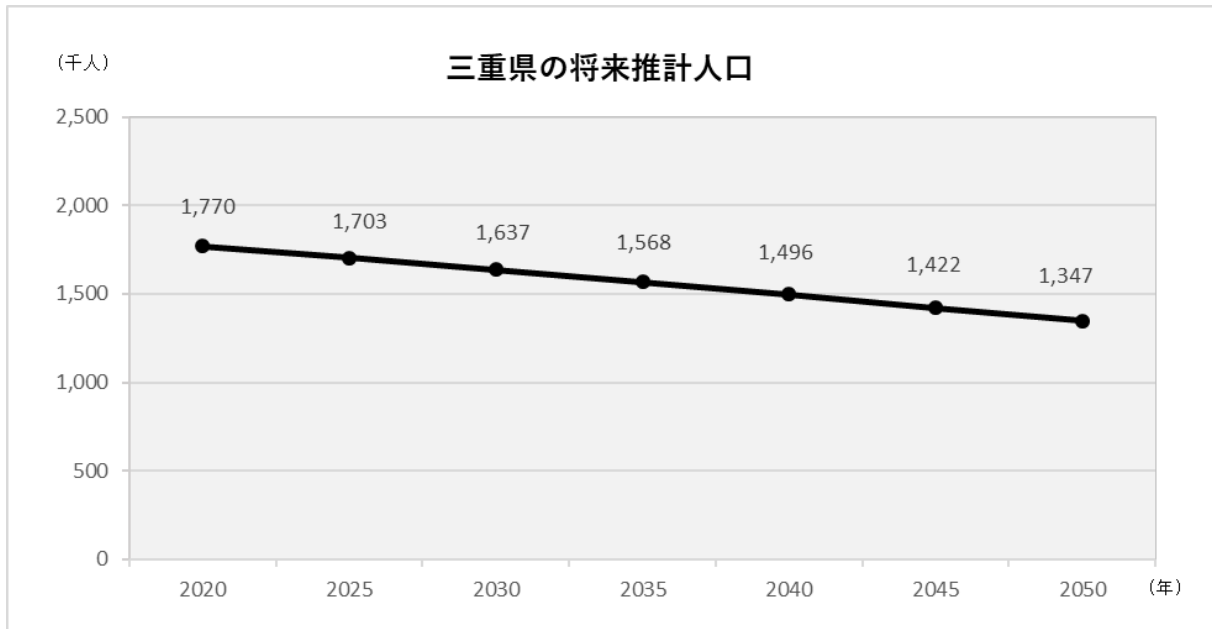
また、年齢階層別の人口を2020年(令和2年)と2040年(令和22年)で比較すると、0～14歳については12.1%→9.9%、15～64歳については58.0%→52.9%とそれぞれ減少する一方、65歳以上については29.9%→37.2%と増加する見込みです。

人口減少により、各消防本部の管轄人口も減少すると考えられることから、今後、各消防本部においては、管轄人口に応じて小規模化が進むことが懸念され、常備消防とともに地域の消防を担っている消防団の団員確保にも大きな支障が生じることが懸念されます。また、人口減少により低密度化が進展するものの、消防活動として必要な署所等の数に大きな変化はないと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高くなります。

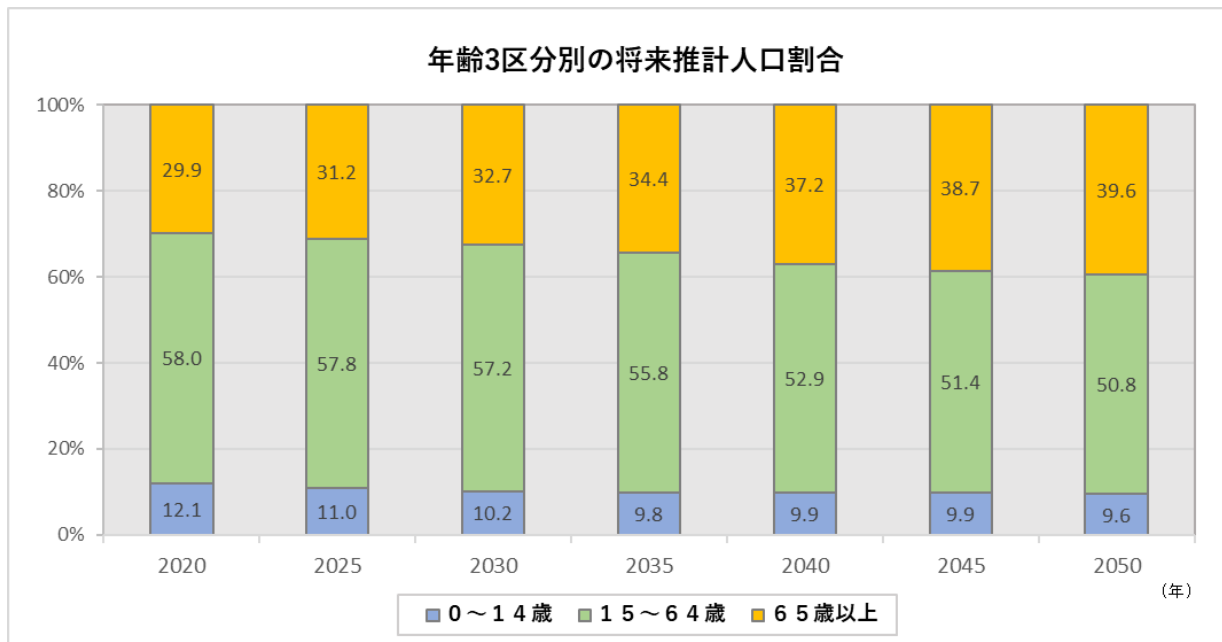
さらに、高齢者、特に高齢者独居世帯の増加に伴い、避難行動要支援者の数が増加していくことが想定され、消防防災活動における対応力の強化が求められるとともに、急病等の救急需要の増加傾向は当面の間続くと予想され、救急業務の重要性が増している消防行政にとっては大変懸念される状況にあります。

一方、生産年齢人口の減少に伴い市町財政が一層厳しさを増すことが予想される中、行財政改革の推進などにより財政面での制約もさらに厳しくなることが見込まれます。

このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられ、小規模消防本部の体制強化が必要となっています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（令和5年推計）」より作成



出典：国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（令和5年推計）」より作成

### 3 女性消防吏員の活躍推進への対応

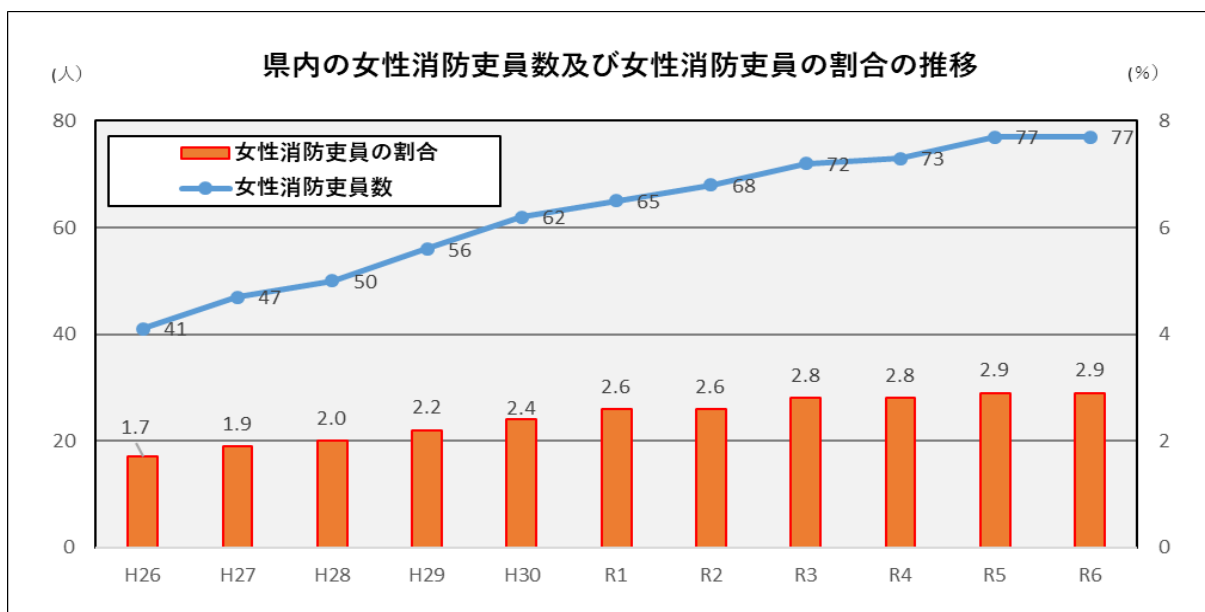
国を挙げて女性の活躍推進が取り組まれています。全国の消防本部における女性消防吏員の割合は、平成30年4月1日時点の2.7%から令和6年4月1日現在で3.7%と増加したものの、他の救助機関である警察、自衛隊、海上保安庁と比較して最も低水準にあります。

消防庁は、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和8年度当初までに5%へ引き上げることを共通目標としています。

県内では、令和6年4月1日現在で77人の女性消防吏員が在籍していますが、女性消防吏員の割合は2.9%と、全国平均の3.7%を下回っている状況です。しかし、県内の平成30年4月時点の2.4%と比較しても、年々着実に女性消防吏員は増加しています。また、全国的にも、女性消防吏員のいない消防本部は令和6年4月1日現在で全720消防本部中85本部と大きく減少しています。県内においても、令和6年4月1日現在、全15消防本部中11消防本部で女性消防吏員が活躍しています。

各消防本部では、消防本部の実情に応じながら、市町部局が開催する職員採用説明会、消防庁が主催する女子学生等を対象とした職業説明会（ワンデイ・インターンシップ）、民間主催の職業説明会などに参加し、多くの女性に、職業選択するうえで消防を選択肢の一つに含めてもらえるよう、積極的なPR活動に取り組んでいます。また、消防庁舎の女性専用施設の計画的な整備や、消防庁の女性消防吏員活躍推進アドバイザーを招いての研修、職場全体で妊娠・育児休業から復帰までを支える体制の構築など、女性消防吏員が働きやすい職場環境づくり等に努めているところです。

このように、各消防本部においては、女性消防吏員の計画的な増員や職域拡大の推進、ライフステージに応じた様々な配慮、施設・装備の改善など、今後、継続してソフト・ハード両面からの具体的な取組の推進が必要となってきています。



出典：三重県「消防防災年報（令和5年度版）」より作成



#### 4 ハラスメント等への対応

ハラスメントや不祥事は、国民・住民の信頼を著しく損ねるものであるだけでなく、消防職員の士気の低下や職場環境の悪化により、住民サービスとしての消防力の低下にもつながりかねません。

消防庁が実施しているハラスメント等に関する取組は以下のものがあります。

##### (1) 消防庁ハラスメント等相談窓口の設置

市町村や消防本部の「ハラスメント等通報窓口」には通報しにくい、通報したが適切に対応してくれなかったなどの場合に備えて、消防庁消防・救急課内に設置し、専従の相談員により相談を受け付けています。

##### (2) 啓発・情報提供

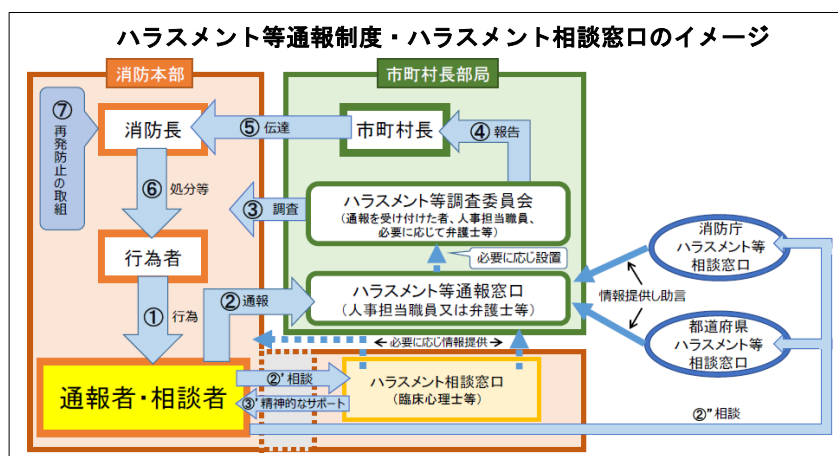
ハラスメント等の予防・解決に関する情報をホームページやパンフレット、テキストで公開し、周知徹底を図っています。また、ハラスメント対策の先進事例を収集し、消防本部及び都道府県への情報共有を行っています。

##### (3) 研修の実施

消防本部及び都道府県に設置されているハラスメント等相談窓口の相談受付員及びハラスメント対策事務担当者を対象に、ハラスメント等に関する見識及び対応能力等を向上させ、各消防本部におけるハラスメントの発生防止に資することを目的とした、ハラスメント防止に関する研修を定期的実施し、職員の意識向上を図っています。

県では、ハラスメント等相談窓口を消防・保安課内に設置し、相談受付員及びハラスメント対策事務担当者は消防庁が実施する研修を受講するとともに、各消防本部を通じてそれぞれの所属職員に対して周知を行っています。

また、県内の各消防本部では、ハラスメント等の撲滅に向けた取組が進められるとともに、研修等を通じて職員の意識向上にも着実に取り組まれています。



出典：総務省消防庁「H29.7 消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ報告書」



## 3.2 三重県の消防の現況

### 3.2.1 消防本部の現状

県内には、15の消防本部があり、その内訳は、市町の単独設置7本部、事務委託方式5本部、一部事務組合方式3本部となっています。

県全体の面積は約5,774.46㎢で、消防本部によって管轄面積は約100㎢から700㎢超までと様々であり、一消防本部あたりの平均管轄面積は約385㎢となります。全国の一消防本部あたりの平均管轄面積は約509㎢であることから、平均管轄面積は全国と比べると小さい状況にあります。

一方、県全体の人口は1,757,442人（令和6年度消防防災・震災対策現況調査）で、一消防本部あたりの平均管轄人口は約12万人です。全国の一消防本部あたりの平均管轄人口は17.5万人であり、全国を下回っています。県内15消防本部のうち、30万人以上の規模を有するのは四日市市消防本部のみで、人口10万人以上30万人未満は5消防本部、10万人未満の小規模消防本部は9消防本部となっており、小規模な消防本部が比較的多い状況にあります。

消防吏員数は、県全体が2,622人（令和6年4月1日現在）で、消防吏員数が100人以下の消防本部は5消防本部あり、そのうち特定小規模消防本部（消防吏員数が50人以下）が1消防本部、準特定小規模消防本部（消防吏員数が100人以下）が4消防本部あります。

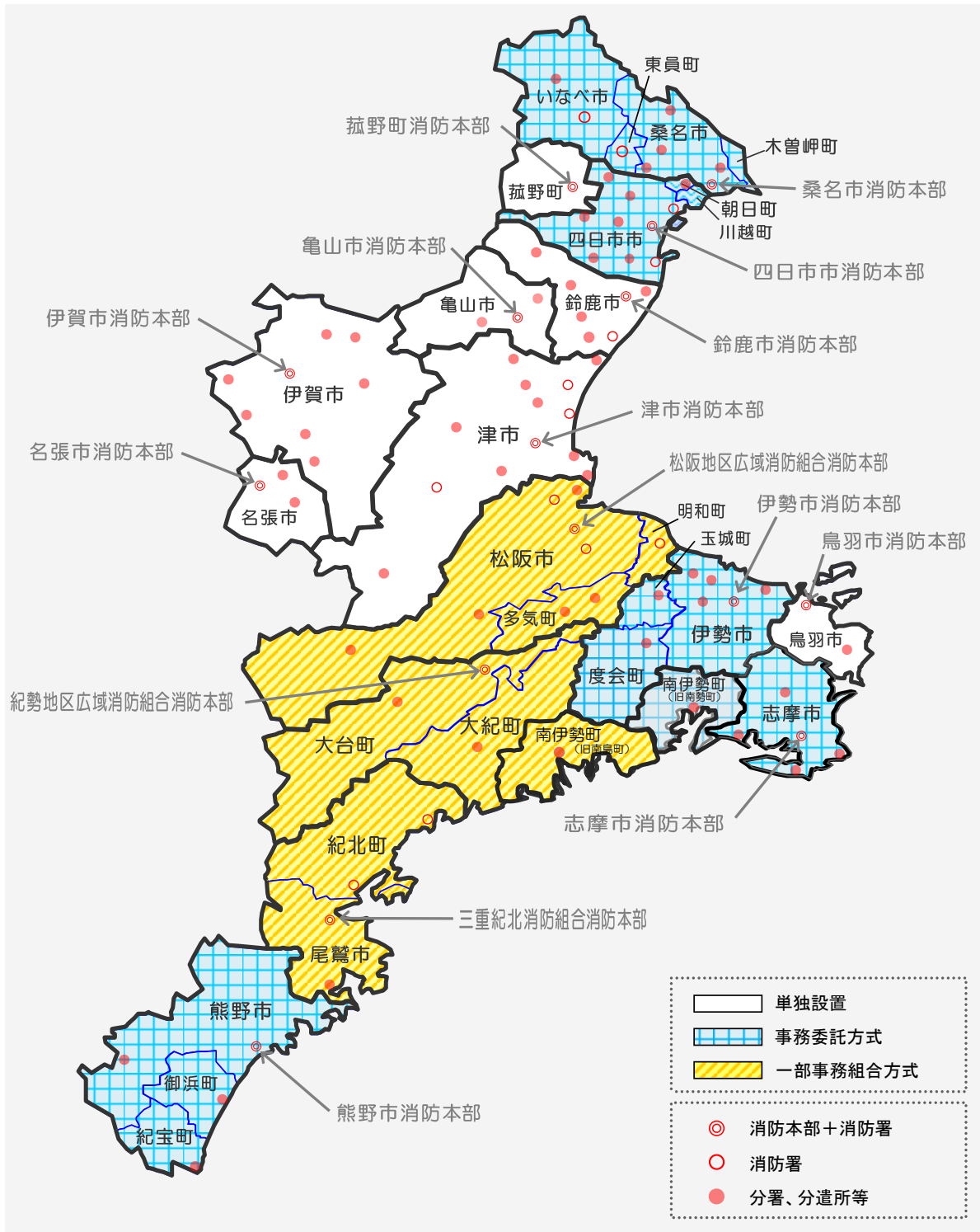
#### 県内15消防本部の概況（令和6年4月1日現在）

消防本部名	消防吏員数 (人)	消防署	分署・出張所	管轄人口 (人)※1	管轄面積 (㎢)	管轄市町名 ※2	事務処理 方式
桑名市消防本部	257	3	5	215,437	394.90	◎桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町	事務委託
四日市市消防本部	377	3	8	334,533	221.21	◎四日市市、川越町、朝日町	事務委託
菟野町消防本部	59	1	0	41,056	107.01	菟野町	単独設置
鈴鹿市消防本部	225	2	5	195,589	194.46	鈴鹿市	単独設置
亀山市消防本部	81	1	2	49,313	191.04	亀山市	単独設置
津市消防本部	365	4	9	271,000	711.18	津市	単独設置
伊賀市消防本部	177	1	7	85,989	558.23	伊賀市	単独設置
名張市消防本部	120	1	2	75,248	129.77	名張市	単独設置
伊勢市消防本部	207	1	6	143,121	384.26	◎伊勢市、玉城町、度会町	事務委託
鳥羽市消防本部	47	1	1	16,838	107.34	鳥羽市	単独設置
志摩市消防本部	146	1	5	51,494	287.79	◎志摩市 南伊勢町(旧南勢町)	事務委託
松阪地区広域消防組合 消防本部	286	4	5	194,000	767.70	松阪市 多気町、明和町	事務組合
紀勢地区広域消防組合 消防本部	85	1	3	20,273	729.22	大台町、大紀町 南伊勢町(旧南島町)	事務組合
三重紀北消防組合 消防本部	110	3	1	30,006	449.25	尾鷲市、紀北町	事務組合
熊野市消防本部	80	1	3	33,545	541.10	◎熊野市、御浜町、紀宝町	事務委託
合計	2,622	28	62	1,757,442	5,774.46		

※管轄市町名の「◎」は事務受託市

出典：三重県「消防防災年報（令和5年度版）」より引用

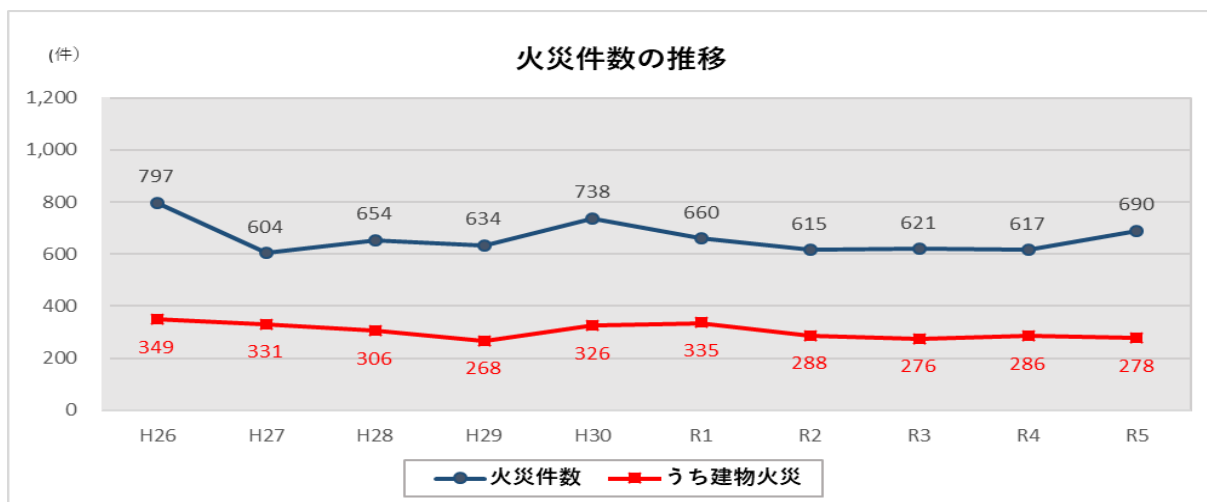
## 事務処理方式の形態及び消防署所の配置



### 3.2.2 消防の活動状況

#### (1) 火災件数の状況

県内の平成 26 年から令和 5 年までの火災件数の推移について、令和 4 年度まで、ほぼ横ばいの傾向でしたが、令和 5 年度は、前年比 11.8%の増加となっており、そのうち建物火災件数が、火災件数全体の 4～5 割程度を占めています。

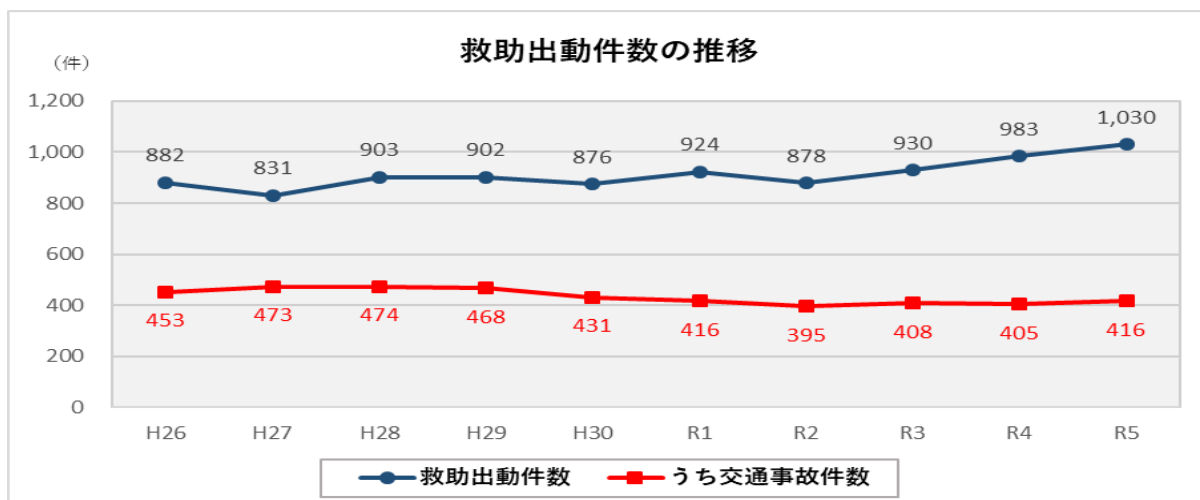


出典：三重県「消防防災年報（令和 5 年度版）」より作成

#### (2) 救助活動の状況

消防機関の行う救助業務は、昭和 61 年 4 月の消防法改正により、救助隊が法的に位置づけられ、対象とする事案は、火災、交通事故、水難事故、自然災害から特殊災害まで広範囲に及んでいます。

県内には 14 消防本部に 19 の救助隊が配置されており、毎年約 800～1000 件の救助出動が行われています。救助出動件数のうちでは、交通事故によるものが最も多く、全体の 4 割以上を占めています。



出典：三重県「消防防災年報（令和 5 年度版）」より作成

### 救助隊の現状（令和5年4月1日現在）

消防本部名	救助隊	特別救助隊	高度救助隊
桑名市消防本部名	2		
四日市市消防本部	3	3	1
菰野町消防本部	1		
鈴鹿市消防本部	1	1	
亀山市消防本部	1		
津市消防本部	2	2	1
伊賀市消防本部	1	1	
名張市消防本部	1		
伊勢市消防本部	1	1	
鳥羽市消防本部	1		
志摩市消防本部	1		
松阪地区広域消防組合消防本部	2	1	
紀勢地区広域消防組合消防本部	1		
三重紀北消防組合消防本部	1		
熊野市消防本部			
計	19	9	2

出典：三重県「消防防災年報（令和5年度版）」より作成

※特別救助隊 … 救助隊の一般的な装備に加え、マット型空気ジャッキや陽圧式化学防護服などの特別な装備並びに救助工作車を有し、人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員で編成された救助隊

※高度救助隊 … 特別救助隊の装備に加え、画像探索機、熱画像直視装置、地震警報器などの高度な装備及び当該装備を積載できる救助工作車を有し、人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で編成された救助隊

### （3）救急活動の状況

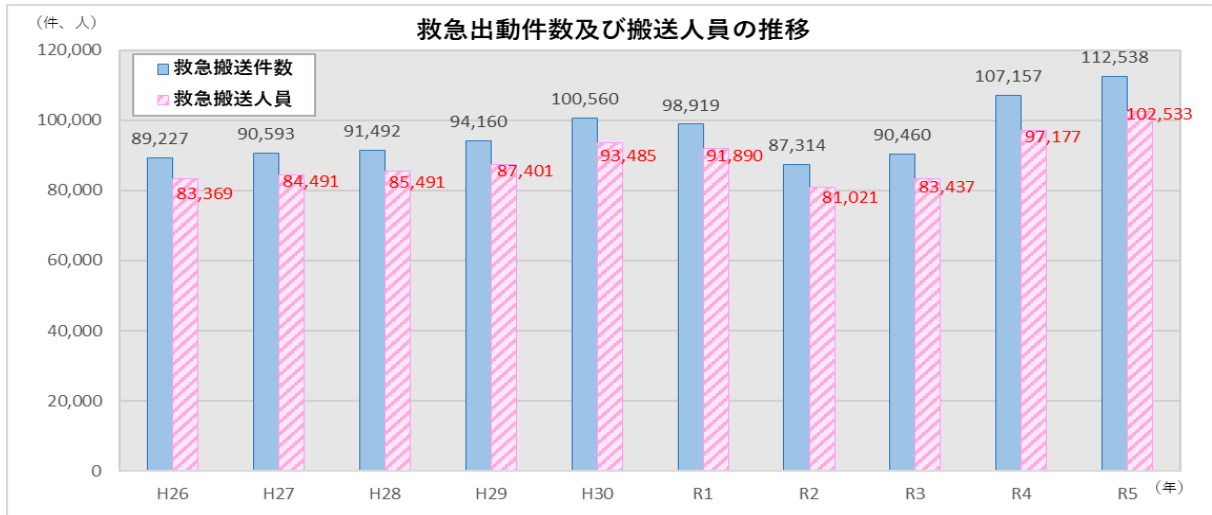
消防機関が行う救急業務は昭和38年に法制化されました。平成3年には、救急現場や搬送途上における応急処置の充実による傷病者の救命率の向上を図るために救急救命士の制度が導入され、より高度な観察及び応急処置を行うことができるようになりました。

また、近年、救急現場や搬送途上における応急処置の充実、いわゆる病院前救護の質の向上が求められており、救急救命士が行うことのできる応急処置の範囲が、心肺機能停止傷病者に対する除細動をはじめ、気管挿管、薬剤投与等、年々拡大されてきており、各消防本部は救急救命士の養成を推進し、救急体制の充実に努めてきています。

しかしながら、高齢者人口の増加や核家族化の進展などの社会構造の変化に伴って救急需要が年々増加の一途をたどっており、県内の救急搬送件数は平成26年

から令和5年にかけて26.1%の増加となっています。

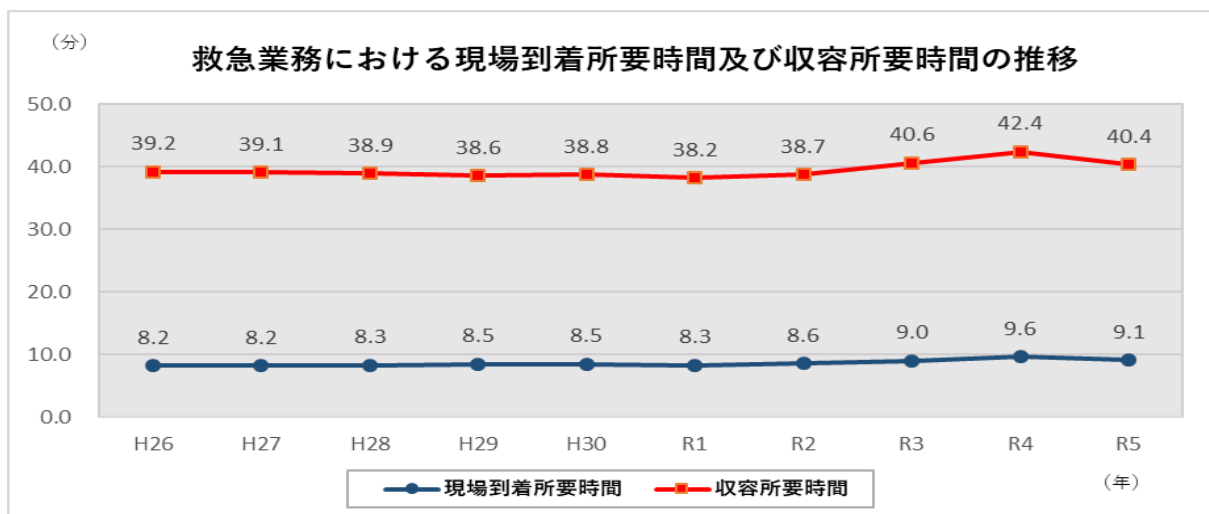
これを消防本部ごとに見ると、すべての消防本部で、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年から3年にかけて一時的に減少したものの、増加傾向となっており、高齢化の進展に伴い、救急搬送件数は当面の間増加する可能性があります。



出典：三重県「消防防災年報（令和5年度版）」より作成

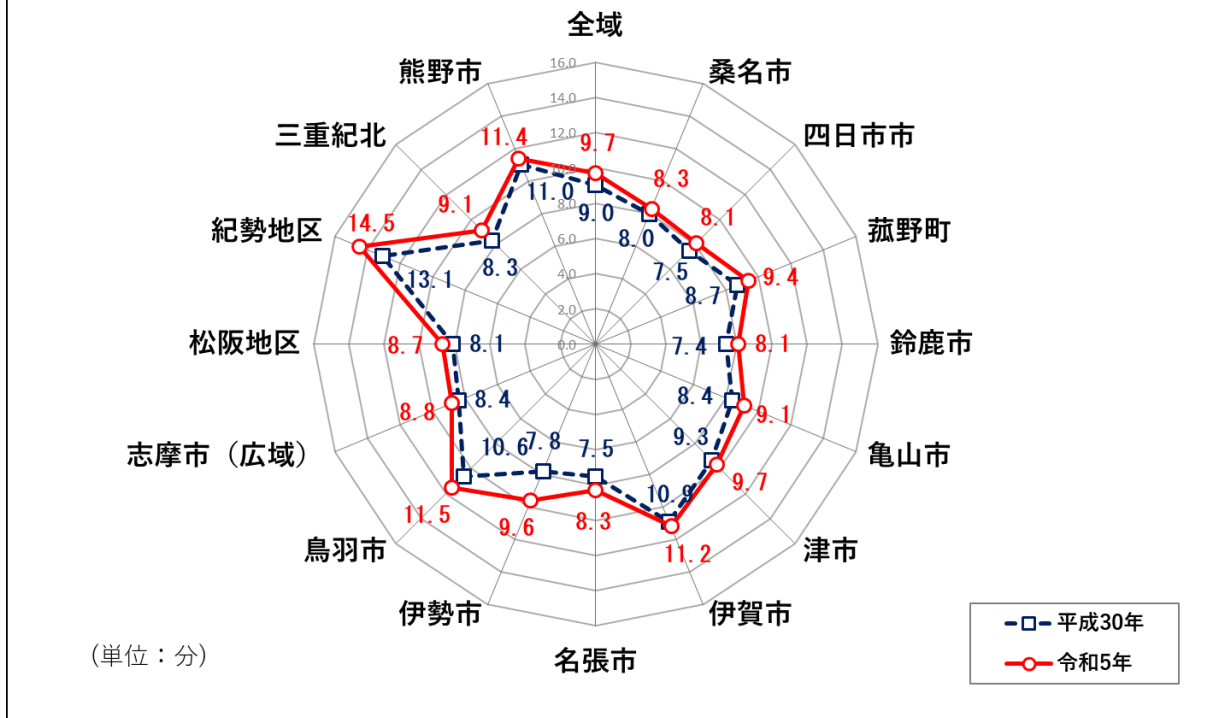
また、救急活動における現場到着所要時間（119番の覚知から現場到着までの時間）は延伸傾向にあり、収容所要時間（119番の覚知から病院収容までの時間）は、一時短縮傾向が見られたものの、ここ数年で、再び増加に転じ、長期的には延伸傾向にあります。消防本部ごとに見ても、現場到着所要時間及び収容所要時間ともに長くなっています

ここ10年間に於ける救急搬送件数の26.1%の増加に対して、救急隊数は5.8%の増（平成27年4月1日現在102隊、令和6年4月1日現在108隊）にとどまっており、このような救急業務における需給ギャップの拡大が、収容所要時間等の活動時間に影響を及ぼしていることも考えられます。



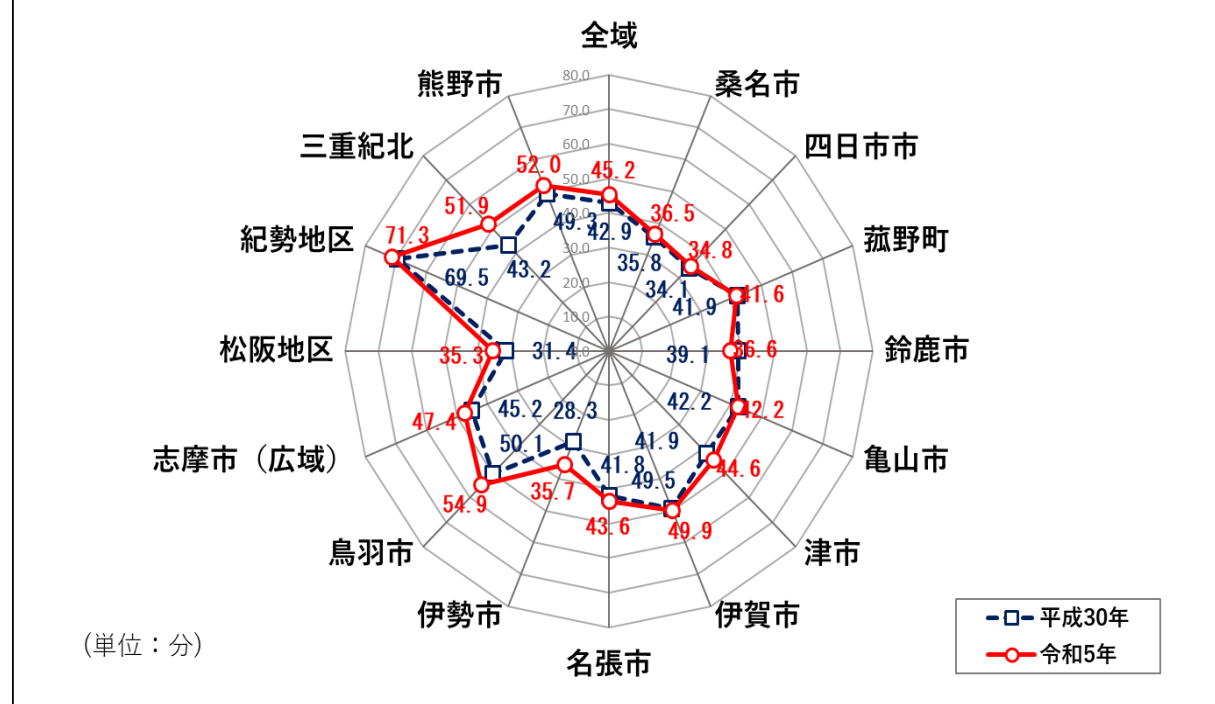
出典：三重県「消防防災年報（令和5年度版）」より作成

## 平成30年と令和5年における救急の現場到着平均所要時間の状況



出典：平成30年、令和5年救急年報報告より作成

## 平成30年と令和5年における救急の収容平均所要時間の状況

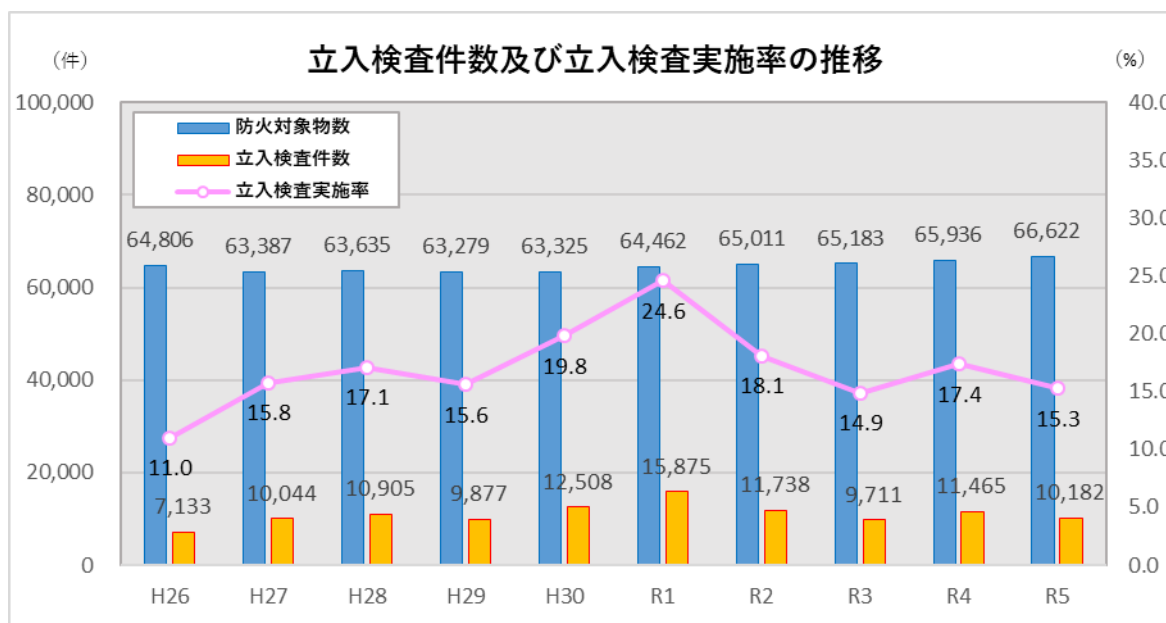


出典：平成30年、令和5年救急年報報告より作成

#### (4) 予防行政の状況

火災予防運動等を通じ、住宅用火災警報器や住宅用消火器等の住宅用防災機器及び防災品の普及、たばこ火災に係る注意喚起広報等の住宅火災対策を推進してきていますが、全国の状況を見ると近年、ホテル火災や比較的小規模な福祉施設において、多数の人的被害を伴う火災、大規模な市街地火災や倉庫火災が発生しています。

県内の防火対象物への立入検査件数の推移を見ると、年度によって変動はあるものの、近年、立入検査実施率は概ね増加傾向にあります。これを消防本部の規模別で見ると、消防吏員 300 人以上の大規模な消防本部に比べて、それより規模の小さい消防本部の立入検査実施率が低くなる傾向が見受けられます。

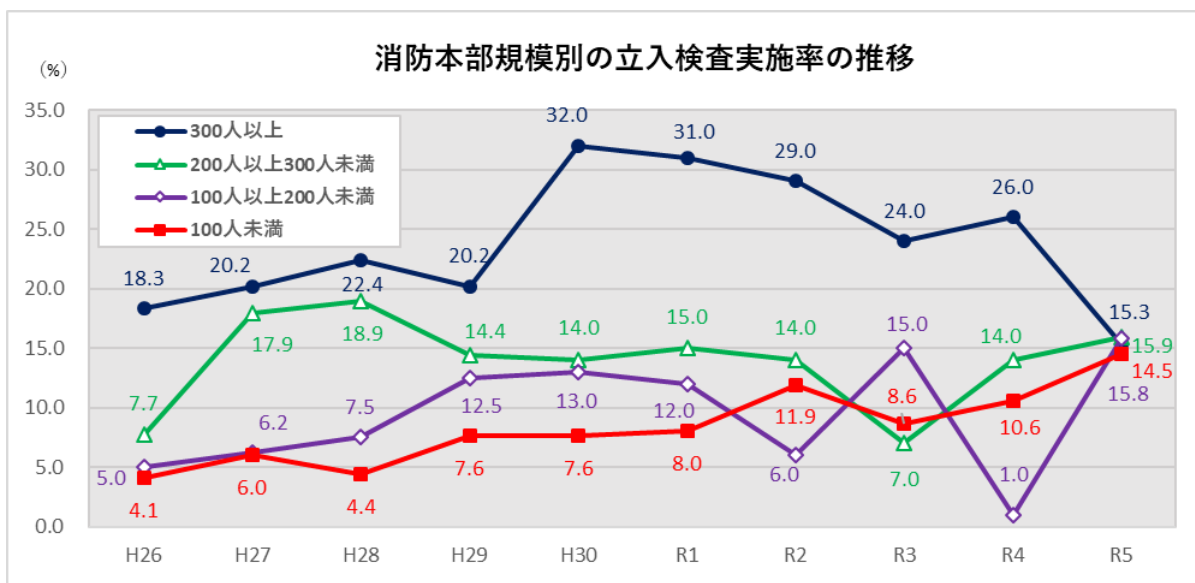


出典：三重県「消防防災年報（令和5年度版）」より作成

#### ※防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち政令で定められた防火対象物については、その用途や規模に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防災物品の使用などを義務づけています。

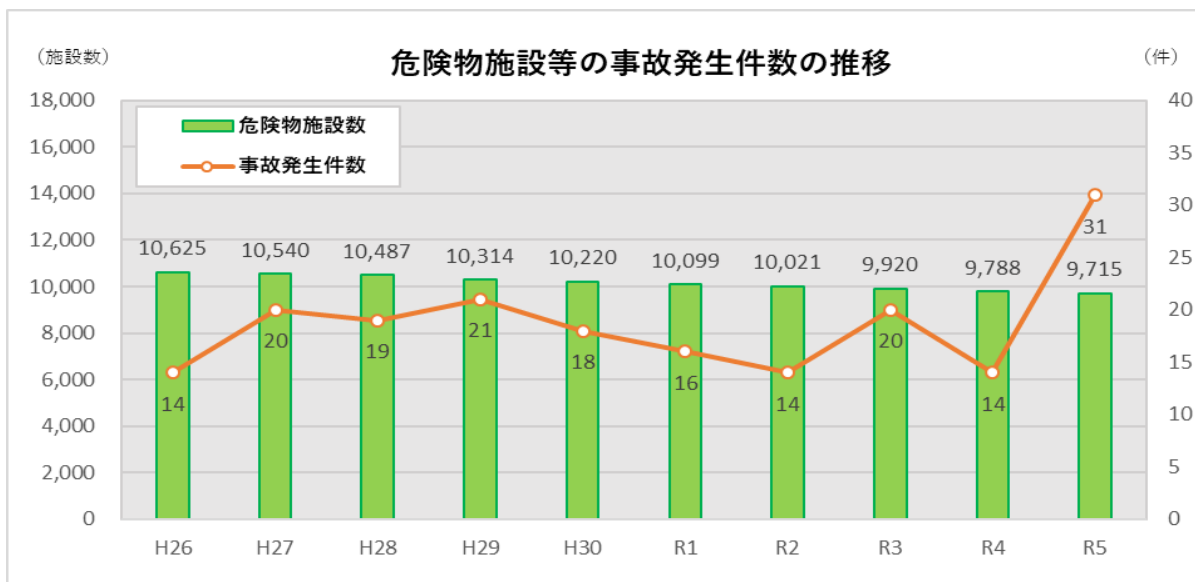




出典：三重県「消防防災年報（令和5年度版）」より作成

危険物施設は毎年減少傾向にあります。施設の老朽化の課題等もあり、危険物施設における事故発生件数は、今後増加することが懸念されます。

危険物施設においては、許認可審査や完成検査の実施とともに、立入検査等を通じて危険物の取扱者に安全管理指導を行うなど、保安の確保に努めてきていますが、限られた人員と時間の中で、いかに効率的かつ効果的に立入検査等を行っていくかが課題となっています。



出典：三重県「消防防災年報（令和5年度版）」より作成

※危険物施設

ガソリンスタンドや地下タンク等、消防法で定められている「危険物」（ガソリン・灯油等）を一定の数量以上貯蔵し又は取り扱う施設をいいます。

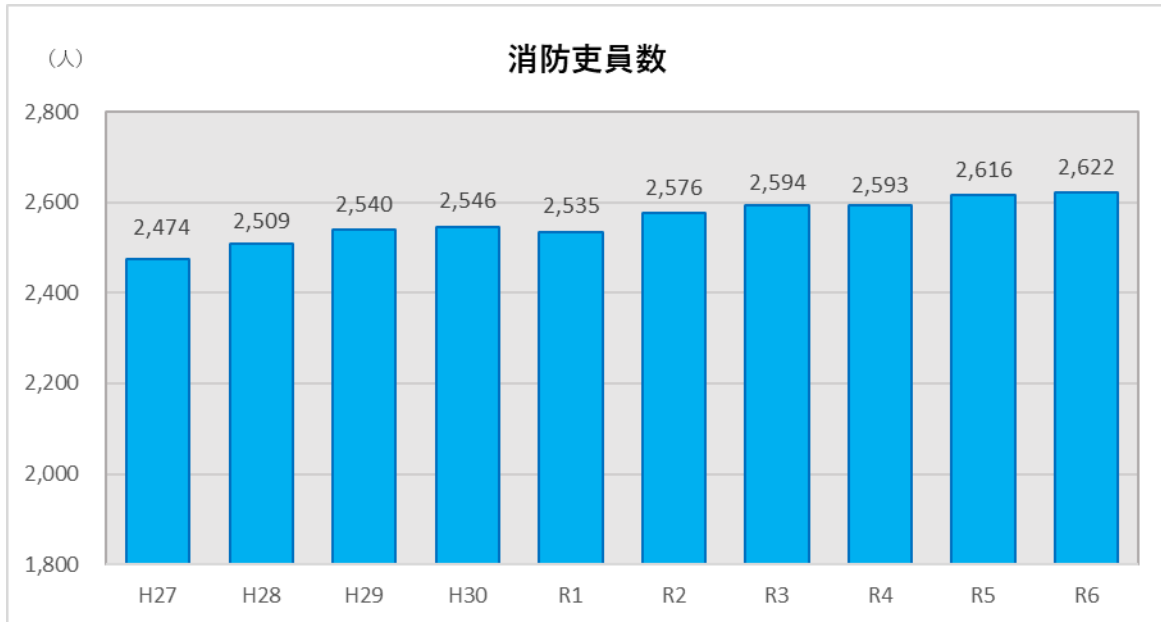


### 3.2.3 消防力の状況

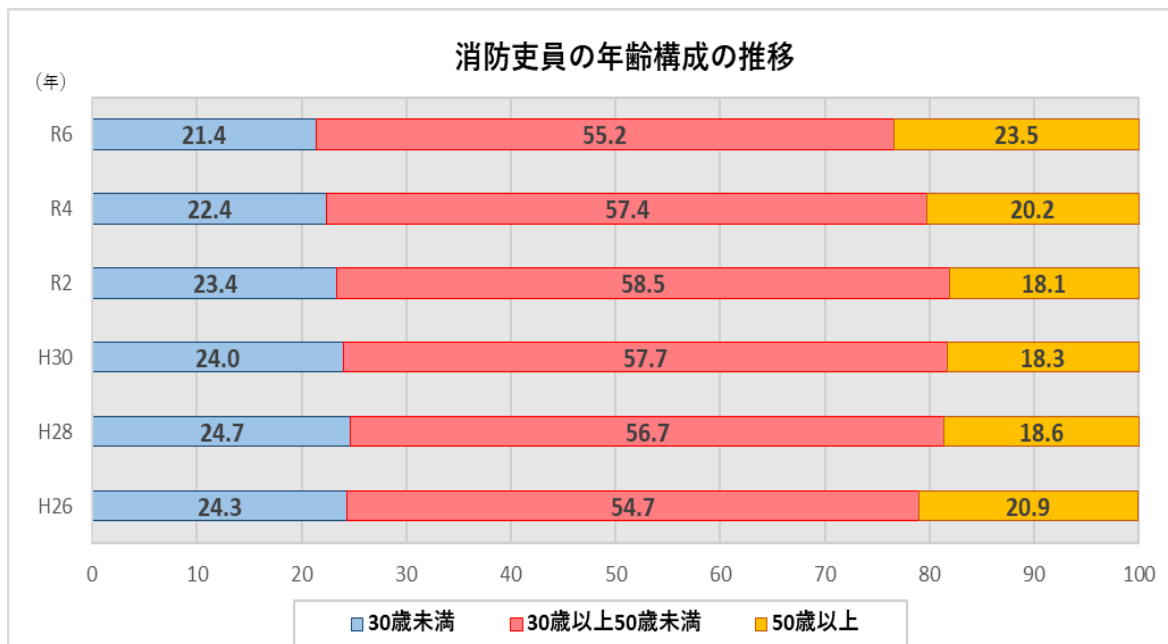
#### (1) 消防吏員の状況

消防吏員数については、平成27年度から令和6年度までの間で148人、5.9%増加し、30歳以上50歳未満の割合はほぼ横ばいで推移している一方、30歳未満の割合は次第に減少している傾向があらわれており、50歳以上の割合はここ数年で増加傾向がみられます。

今後、定年延長により、50歳以上の割合はさらに増加する見込みです。



出典：三重県「消防防災年報（令和5年度版）」より作成



※端数処理（四捨五入）の関係上、合計が一致しない場合があります。

出典：三重県「消防防災年報（令和5年度版）」より作成

## (2) 消防力の充足状況

令和4年4月1日現在、消防ポンプ自動車及び救急自動車は、すべての消防本部が保有しており、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）の基準に対する充足率はおおむね100%であり、全体的に充実した状況にあります。

特殊自動車については、はしご自動車は、14消防本部が配置を要することとされていますが、そのうち11消防本部で充足率が100%である一方、3消防本部は未配置となっており、実際に必要となった場合には他の消防本部からの応援に頼らざるを得ない状況となっています。

化学消防車は、15消防本部が配置を要するとされており、そのうち12消防本部の充足率が100%となっていますが、残る3消防本部が未配置又は配置しているものの、基準を満たしていません。

救助工作車は、13消防本部が配置を必要とされ、基準に対する充足率100%を達成しています。

消火栓や防火水槽などの消防水利については、消防本部により充足率にかなりのばらつきが見られます。90%以上保有する消防本部が3消防本部、80%以上～90%未満が4消防本部ある一方で、40%程度が1消防本部となっています。

消防力の整備は年々推進されているものの、今後ますます複雑・多様化することが予想される事故や災害に対処し、消防の責務を果たすためには、なお一層消防力の整備を推進することが必要です。現在の厳しい財政状況のもとにあっては、従来にも増して効率的な消防施設の整備・充実を進めていくことが望まれています。

一方で、消防施設整備に対する国庫補助金については、一般財源化により耐震性貯水槽等の消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金に限定されていることから、例えば消防ポンプ自動車や救急自動車等の消防車両については、緊急消防援助隊用の災害対応特殊車両に限り補助対象となっています。

このため、はしご自動車や化学消防車などの出動頻度の高くない車両については、消防本部の規模によっては高額な消防車両等の導入が容易ではないことから、一定の圏域内で共同整備することで、購入費・維持管理費を抑制できると考えられ、財政面の効率化や複雑・多様化する災害への対応能力の向上が期待できます。また、消防水利の充足率は、消防本部間でばらつきがあることから、引き続き広域的な相互応援により、消防力の相互補完に取り組んでいく必要があります。

なお、消防職員数の充足率（82.3%）については、各消防本部において増員に努めていただいていることから、平成30年度から令和4年度までの間で6.0%増加しています。

### 消防力の基準充足率の状況（令和4年4月1日現在）

消防本部名	消防ポンプ自動車			はしご自動車			化学消防車			救急消防車			救助工作車			消防水利			消防職員		
	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率
桑名市消防本部	15	15	100	2	2	100	3	3	100	9	9	100	2	2	100	4195	3232	77	342	258	75.4
四日市市消防本部	14	14	100	3	3	100	3	3	100	11	11	100	3	3	100	3628	3339	92	406	376	92.6
菟野町消防本部	2	2	100	1	1	100	1	1	100	3	3	100	1	1	100	798	758	95	84	57	67.9
鈴鹿市消防本部	10	10	100	2	2	100	1	1	100	8	8	100	1	1	100	2124	1653	77.8	333	229	68.8
亀山市消防本部	4	4	100	1	1	100	1	1	100	3	3	100	1	1	100	943	643	68.2	132	81	61.4
津市消防本部	17	17	100	2	2	100	1	2	200	14	14	100	2	2	100	5443	4763	87.5	428	366	85.5
伊賀市消防本部	10	10	100	1	1	100	1	0	0	8	8	100	1	1	100	2330	1493	64.1	179	177	98.9
名張市消防本部	5	6	120	1	1	100	1	1	100	4	4	100	1	1	100	1214	1025	84.4	163	117	71.8
伊勢市消防本部	8	8	100	1	1	100	1	1	100	8	8	100	1	1	100	2216	1378	62.2	244	206	84.4
鳥羽市消防本部	2	2	100	1	1	100	1	1	100	2	2	100	0	0	-	486	447	92	67	48	71.6
志摩市消防本部	6	6	100	1	0	0	1	1	100	6	6	100	1	1	100	997	650	65.2	164	147	89.6
松阪地区広域消防組合消防本部	13	13	100	1	1	100	2	1	50	14	13	92.9	2	2	100	2630	2184	83	315	294	93.3
紀勢地区広域消防組合消防本部	6	6	100	0	0	-	1	1	100	4	4	100	1	1	100	1013	668	65.9	98	88	89.8
三重紀北消防組合消防本部	8	8	100	1	0	0	2	1	50	7	7	100	1	1	100	986	851	86.3	143	106	74.1
熊野市消防本部	6	6	100	1	0	0	1	1	100	5	5	100	0	0	-	1252	518	41.4	98	80	81.6
計	126	127	100.8%	19	16	84.2%	21	19	90.5%	106	105	99.1%	18	18	100.0%	30255	23602	78.0%	3196	2630	82.3%

出典：三重県「消防施設整備計画実態調査（令和4年度版）」より作成

※消防施設整備計画実態調査は、3年ごとに調査を実施しています。

### （3）財政状況

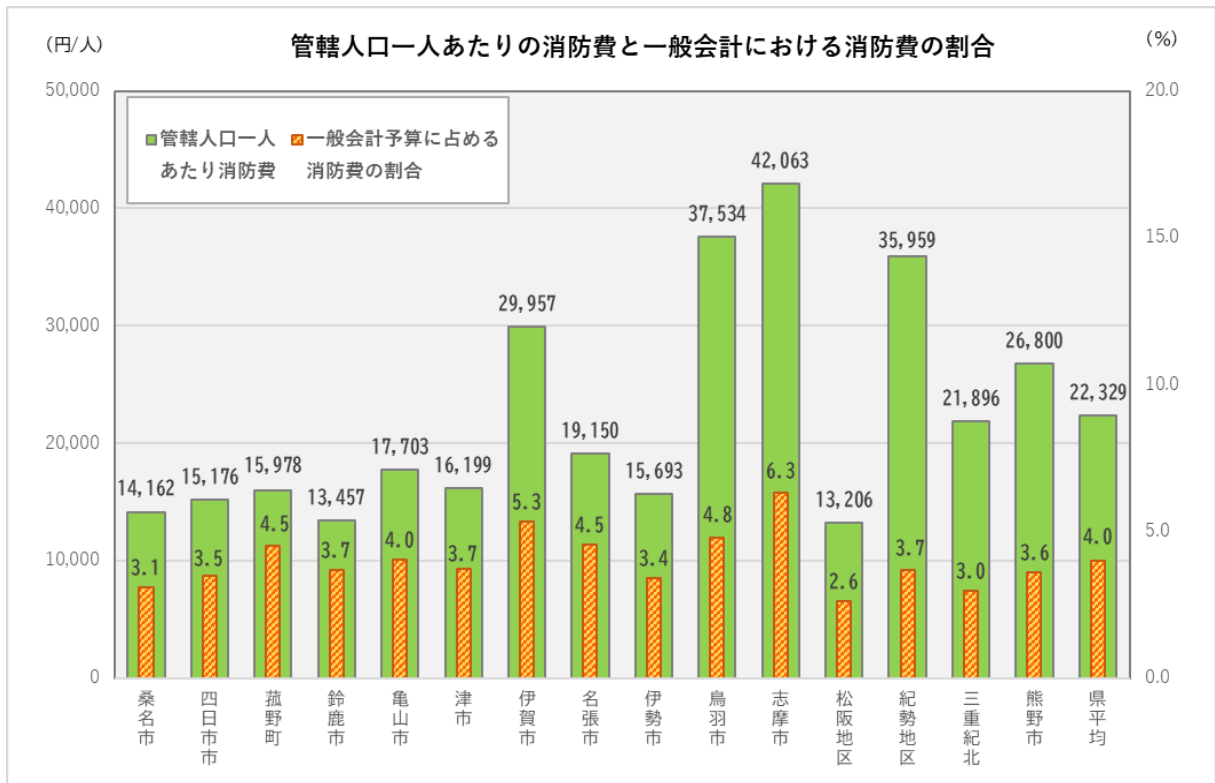
令和5年度の市町の消防本部における消防費の一般会計予算に占める割合の県平均は4.0%となっています。令和5年度の全国平均が2.7%であることをふまえると、県内の消防本部における消防費が、一般会計予算に占める割合は高い状況にあります。なお、県民一人あたりの消防費の県内平均は、22,329円となっており、一般的に小規模な消防本部ほど割高となる傾向があります。

### 消防費決算額の状況（令和6年3月31日現在）

消防本部名	一般会計 決算額 (百万円)	消防費 (百万円)	一般会計予算 に占める消防費 の割合	管轄人口 (人)	管轄人口一人 あたり消防費 (円)
桑名市消防本部	98,466	3,051	3.1%	215,437	14,162
四日市市消防本部	146,013	5,077	3.5%	334,533	15,176
菟野町消防本部	14,561	656	4.5%	41,056	15,978
鈴鹿市消防本部	71,137	2,632	3.7%	195,589	13,457
亀山市消防本部	21,701	873	4.0%	49,313	17,703
津市消防本部	118,439	4,390	3.7%	271,000	16,199
伊賀市消防本部	48,292	2,576	5.3%	85,989	29,957
名張市消防本部	31,810	1,441	4.5%	75,248	19,150
伊勢市消防本部	66,118	2,246	3.4%	143,121	15,693
鳥羽市消防本部	13,182	632	4.8%	16,838	37,534
志摩市消防本部	34,273	2,166	6.3%	51,494	42,063
松阪地区広域消防組合消防本部	97,297	2,562	2.6%	194,000	13,206
紀勢地区広域消防組合消防本部	19,875	729	3.7%	20,273	35,959
三重紀北消防組合消防本部	22,078	657	3.0%	30,006	21,896
熊野市消防本部	24,864	899	3.6%	33,545	26,800
計	828,106	30,587	4.0%	1,757,442	22,329

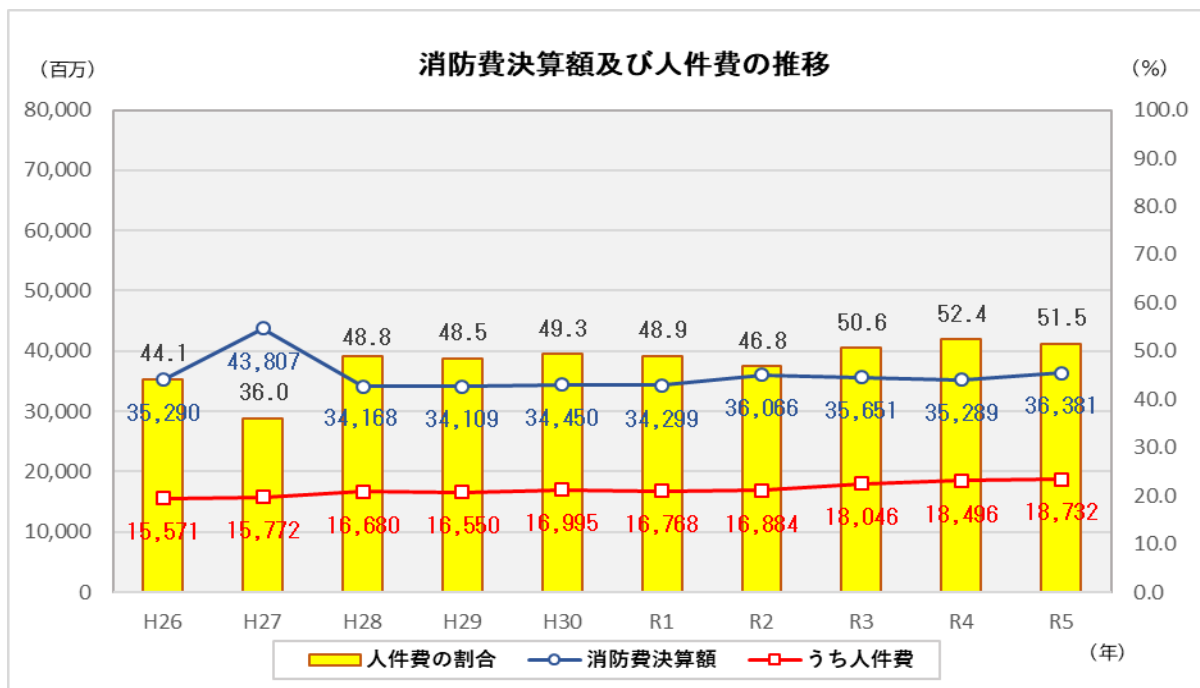
※端数処理（四捨五入）の関係上、合計が一致しない場合があります。 ※管轄人口は令和6年1月1日現在。

出典：総務省「地方財政状況調査（令和5年度調査）」より作成



出典：総務省「地方財政状況調査（令和5年度調査）」より作成

管轄人口一人あたりの消防費は、管轄人口の少ない南部地域や小規模消防本部において多くなっています。



出典：三重県「消防防災年報（令和5年度版）」より作成

また、消防費決算額のうち人件費の割合は、令和5年に至るまで概ね5割と大部分を占めているうえ、人件費そのものも増加の一途をたどっています。

### 3.3 広域化及び連携・協力の取組の継続の必要性

県内消防の現況を見ると、消防活動面では、平成26年から令和5年までの間で、火災出動件数はほぼ横ばいを示していますが、防火対象物や危険物施設の老朽化などによる立入検査の必要性が高まっています。また、社会構造の変化に伴って救急出動件数が増加したことで、現場到着所要時間及び収容所要時間が延伸していることから、職員の負担が明らかに増大し、一刻を争う救助・救急活動の障壁となっています。

また、人員面では、消防吏員数は平成27年度から令和6年度までの間で増加しているものの、職員の高齢化が加速しているとともに、若年層の人材確保や人材育成の不安から、将来的に災害対応能力が低下する懸念があります。

そして、財政面では、人口減少や少子高齢化の進行により財政状況がますます厳しくなっていく中、消防費のうちその多くを人件費が占め、投資的経費を圧迫していることに加えて、消防本部によっては、はしご自動車をはじめとする特殊自動車や消防水利等の導入が未だ不十分な状況が見受けられ、消防行政においても厳しい財政運営が強いられています。

これらの傾向は、職員が少なく、税収が限られた小規模な消防本部において顕著であり、今後の社会環境等の変化に対応していくため、消防体制の強化が喫緊の課題となっています。

これらの消防体制の現況をふまえると、行財政上の様々なメリットを実現することができる消防の広域化及び連携・協力は、消防力向上のための有効な一つの手段であり、引き続き、広域化や広域化につなげるための連携・協力の取組を進めていく必要があります。

## 第4章 消防力の向上に向けた取組

### 4.1 これまでの三重県消防広域化に向けた方針

平成18年6月、消防庁が、小規模な消防本部における出勤体制、保有する消防車両、専門要員の確保等の限界や組織管理、財政運営面での厳しさなどの課題を広域化によるスケールメリットで克服することを目的として、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定しました。

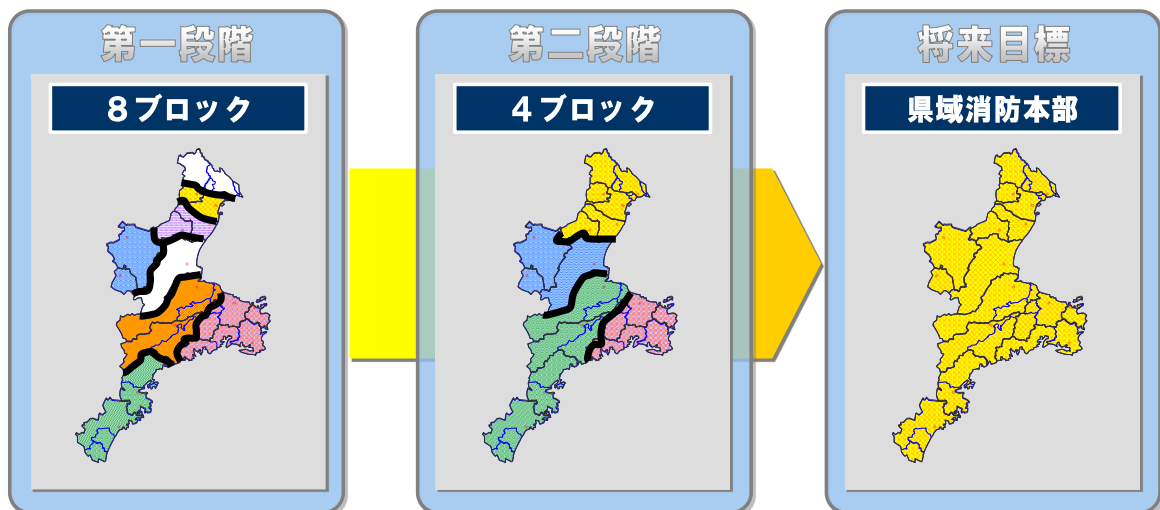
これを受けて、本県では、平成20年3月に策定した「三重県消防広域化推進計画」（以下「旧推進計画」という。）において、広域化の形として最もスケールメリットが働く、県域を一つの組合せとした県域消防本部が効果的であるとしながらも、既に29市町村を15消防本部でカバーする体制となっていることもあり、県内全ての市町村の合意を得ることに多くの時間を要し、広域化の期限（平成24年度末）内に実現することは困難であると予想されるため、将来目標を県域消防本部としつつ、段階的な広域化を推進していくこととしました。

具体的には、第一段階は当面の目標として、管轄人口10万人未満の小規模消防本部の解消等を考慮しつつ、より実現可能で一定の効果を得ることができる組合せとして8ブロックに、第二段階は、基本指針に示された管轄人口30万人の規模目標に合わせて4ブロック、そして最終目標として、県域消防本部とするものです。

その後、消防庁は、平成25年4月、優先的に取り組む地域の重点化を目的とした基本指針の見直しを行うとともに、平成29年4月、直ちに広域化を進めることが困難な地域において、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を進める「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を策定しました。

基本指針の一部改正を受けて、本県では、旧推進計画を見直し、平成26年3月に策定した「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」では、単に管轄人口規模等を問題にするだけでなく、地域の特性や実情、広域化の必要性の認識や期待感などを十分にふまえ、進めていくこととしました。

#### 消防の広域化の段階的な推進



※ 白色部分は単独消防本部

## 4.2 三重県における広域化及び連携・協力の取組状況

広域化については、現時点で具体的な動きがないものの、連携・協力については、以下のとおり、全ての市町において様々な取組がみられ、大きく前進しています。

また、消防指令センターの共同運用により、通信指令部門を一カ所で運用することで、災害情報の一元化が図られるため、大規模災害や広域的な災害、あるいは特異な災害等が発生した場合、早期に相互応援を行うことが可能となるとともに、通信指令関係職員の効率的な運用、消防指令センターの整備費用の低廉化などの効果が期待されます。

### (1) 消防指令センターの共同運用

#### ア 三重北消防指令センター（運用中）

構成消防本部：四日市市消防本部・桑名市消防本部・菟野町消防本部

運用開始時期：平成28年4月1日

（経緯）

平成28年4月1日から、桑名市消防本部と四日市市消防本部の2消防本部に菟野町消防本部を加えた3消防本部による「三重北消防指令センター」が、四日市市中消防署中央分署内に設けられ、通信指令業務の共同運用が開始されています。

#### 連携・協力取組後の成果

3消防本部の災害情報をリアルタイムに把握できることで、相互応援が必要な事案が発生した場合に、早期に対応することができています。

#### 相互応援活動の実績

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	3	1	1	1	4	6	5	4

#### イ 伊賀地域消防指令センター（運用中）

構成消防本部：伊賀市消防本部・名張市消防本部

運用開始時期：令和6年4月1日

（経緯）

「伊賀地域消防指令センター」が伊賀市消防本部庁舎内に開設され、令和6年4月1日から、通信指令業務の共同運用が開始しています。また、伊賀市消防本部と名張市消防本部は令和4年4月1日から、予防業務及び火災・救急・救助・特殊災害時等における連携・協力を行っています。

### 連携・協力の取組によるメリット

共同運用開始前は、指令員の電話による伝達のため応援要請時間が掛かり、指令台には互いの市の地図がないため、災害場所を特定する時間が掛かり、出動隊は住宅地図を使用し現場へ出場するため、不安要素がありました。

共同運用開始後は、高機能通信指令台を通じ、互いの消防本部の隊数不足の状況が可視化され、即時応援要請が可能となりました。また、応援出動の際には、指令員は高機能指令台・車両動態管理システムによる容易な操作で隊を出動させることが可能で、出動隊は、車両動態システムにより容易に現場へ到着でき、時間短縮に繋がっています。

#### ウ 三重中央消防指令センター（予定）

構成消防本部：津市消防本部・鈴鹿市消防本部・亀山市消防本部

運用開始時期：令和8年4月1日

（経緯）

津市消防本部、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部は、平成31年2月に「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会」を立ち上げ、通信指令業務等の共同運用に関する検討に取り組んだ結果、令和3年4月に「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力検討会」へ改組するとともに、令和4年10月28日付けで3市長により「津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議書」が締結されたことから、法定協議会が設置されました。

今後、令和7年度に整備工事が行われ、令和8年4月1日から「三重中央消防指令センター」として運用開始予定とされています。

#### エ 三重南消防指令センター（予定）

構成消防本部：伊勢市消防本部・鳥羽市消防本部・熊野市消防本部

志摩市消防本部・三重紀北消防組合消防本部

松阪地区広域消防組合消防本部

紀勢地区広域消防組合消防本部

運用開始時期：令和10年4月1日

（経緯）

令和4年4月に松阪地区広域消防組合、紀勢地区広域消防組合、三重紀北消防組合及び熊野市の4消防本部による「松阪・紀勢・東紀州消防連携・協力勉強会」、同年6月に伊勢市、鳥羽市及び志摩市の3消防本部による「三地域消防連携・協力勉強会」がそれぞれ発足し、通信指令業務の共同運用の検討を開始しました。県は両勉強会にオブザーバーとして参加していましたが、両勉強会で検討する共同運用の開始時期が同じ時期（令和10年頃）



であったため、県から、両勉強会を統一し、7消防本部での勉強会設置を働きかけたところ、令和5年2月に、「松阪・紀勢・東紀州及び三地域消防連携・協力勉強会」として、7消防本部消防長の合意が得られました。この勉強会では主に、令和10年頃の消防指令センターの共同運用に向けた検討が進められることとなりました。

そして、令和6年3月には「三重南消防連携・協力実施計画」が県に報告され、令和6年8月8日に法定協議会が設置され、現在は「三重南消防指令センター」の令和10年4月の通信指令業務の共同運用に向けて、整備工事などの準備が進められています。

## (2) はしご自動車の共同整備・共同運用（運用中）

構成消防本部：鈴鹿消防本部・亀山市消防本部

運用開始時期：令和3年2月3日

### （経緯）

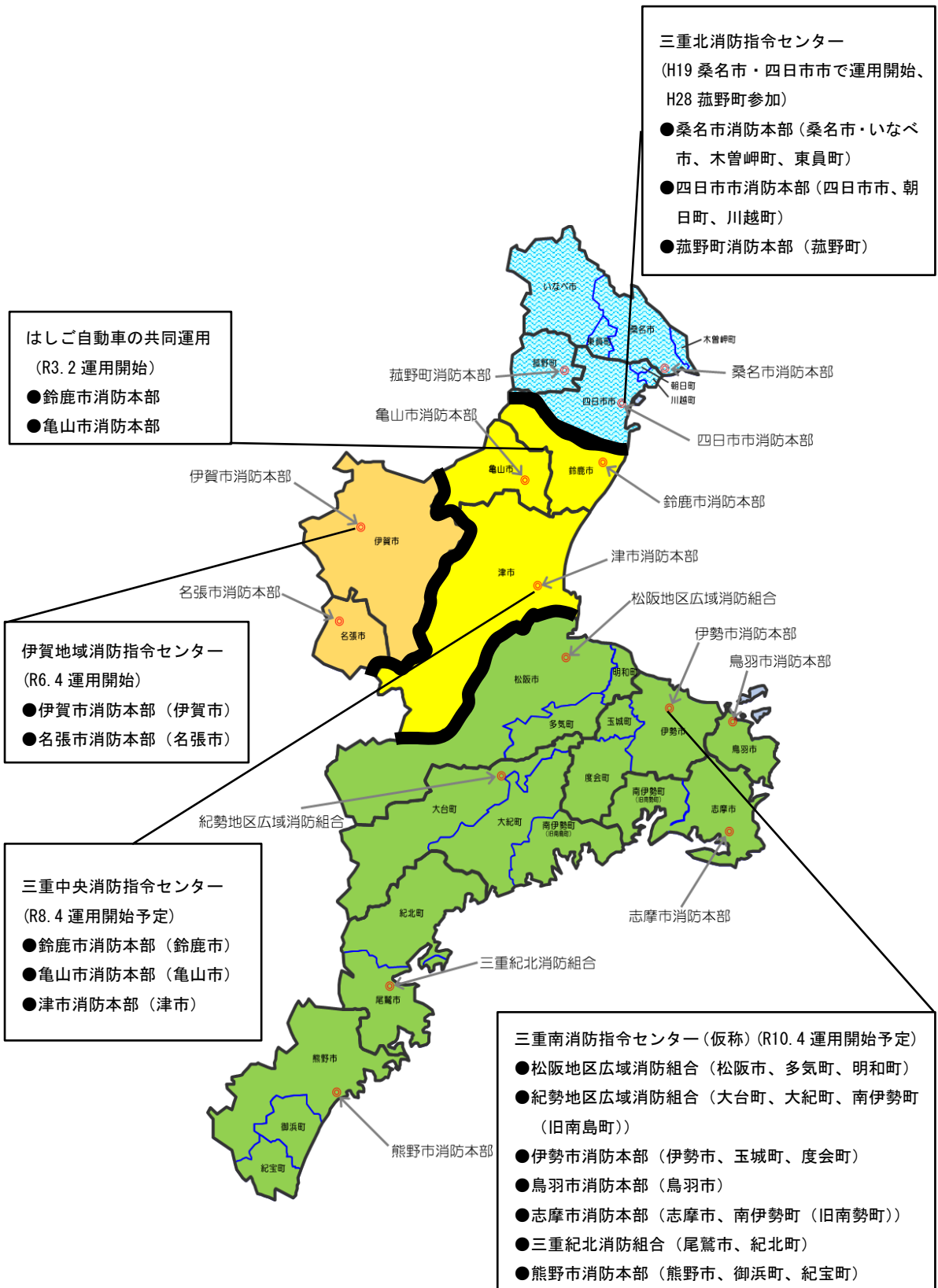
平成30年5月に両市の消防職員で構成する「はしご車共同整備検討委員会」を設置し、諸課題の調査・検討が進められた結果、両市はそれぞれの議会に連携協約の協定締結に関する提案を行い、鈴鹿市は令和元年9月26日に、亀山市は令和元年9月27日に議決を得たことから、10月17日に両市による連携協約を締結したほか、令和2年9月には共同運用に係る協定を締結しました。

そして、35m級はしご付消防自動車（先端屈折式）が配備され、令和3年2月3日から運用が開始されました。

### （効果）

出動頻度に対して整備費用が高額であるはしご自動車を両市で共同整備・共同運用することにより、財源の効率的な配分を図り、もって両市圏域内の消防力の充実・強化を図ることができます。

## 県内の連携・協力の取組状況（令和6年4月1日現在）



### 4.3 広域化対象市町の組合わせ及び連携・協力対象市町の組合わせ

全国で広域化を実現した地域の多くは、それ以前に連携・協力を実施しているケースが多いことから分かるように、多様かつ複数の連携・協力の取組が今後も進展することで、広域化を実現していくための下地が作られることとなり、消防力の確保・充実の方策としてより有効である消防の広域化につなげることができます。

本県におきましては、広域化の実現には至っていないものの、消防指令センターの共同運用などにおいては全ての市町による連携・協力の取組がみられ、大きく前進しています。

このことから、県内におけるこれまでの経緯をふまえ、全ての市町において消防の広域化の実現の可能性等について検討すべきとし、県内の全ての市町を広域化対象市町及び連携・協力対象市町とします。

まず、広域化対象市町の組合わせについては、地域の特性や実情、人員配置の効率化及び現場体制の充実を考慮した広域化の必要性の認識や、消防体制の基盤強化につながる期待感などを十分にふまえ推進していく必要があることから、既存の組合せを継続し、今後も推進してまいります。

一方で、連携・協力対象市町の組合わせについてですが、連携・協力の種類のなかでも、消防指令センターの共同運用は最も効果があるとされており、県内においても著しい進展がみられていることから、実現又は検討されている各地域の消防指令センターの共同運用の現況に基づき、県域消防指令センターを見据えて、連携・協力の組合わせを以下のとおり設定します。

また、市町の自主的かつ多様な取組を尊重する必要があることから、県は組合わせに関する各地域からの求めに応じ、関係市町間の必要な調整や助言などを行い、地域の実情に照らした組合わせなどにより、設定された組合わせを超えて取り組む場合についても、柔軟で適切な支援を行ってまいります。

# 消防の広域化及び連携・協力の段階的な推進

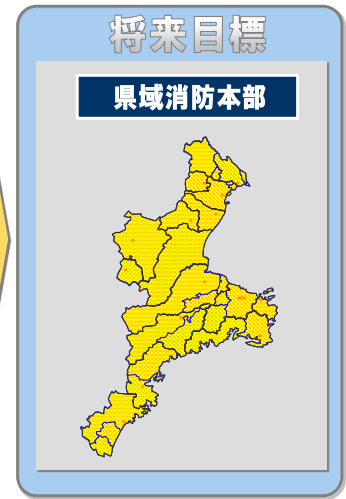
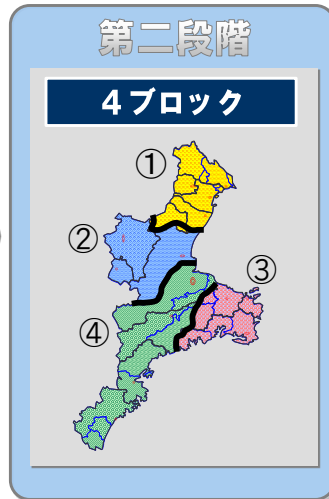
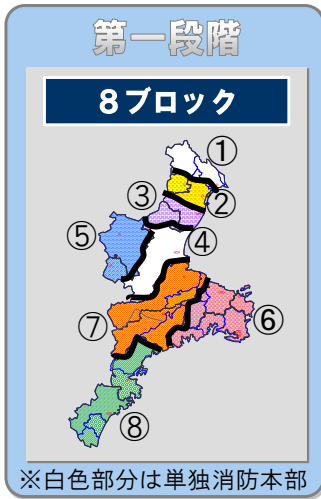
広域化 8 ブロック

区分	市町名	消防本部名	管轄人口
①桑名	桑名、いなべ、木曽岬、東員	桑名市	215,437
②四日市・孤野	四日市、川越、朝日、孤野	四日市市、孤野町	375,589
③鈴鹿・亀山	鈴鹿、亀山	鈴鹿市、亀山市	244,902
④津	津	津市	271,000
⑤伊賀	伊賀、名張	伊賀市、名張市	161,237
⑥伊勢志摩	伊勢、玉城、度会、鳥羽、志摩、南伊勢	伊勢市、鳥羽市、志摩市	211,453
⑦松阪・紀勢	松阪、多気、明和、大台、大紀	松阪地区、紀勢地区	214,273
⑧東紀州	尾鷲、紀北、熊野、御浜、紀宝	三重紀北、熊野市	63,551

広域化 4 ブロック

区分	市町名	消防本部名	管轄人口
①北勢	桑名、いなべ、木曽岬、東員、四日市、川越、朝日、孤野、鈴鹿、亀山	桑名市、四日市市、孤野町、鈴鹿市、亀山市	835,928
②津・伊賀	津、伊賀、名張	津市、伊賀市、名張市	432,237
③伊勢志摩	伊勢、玉城、度会、鳥羽、志摩、南伊勢	伊勢市、鳥羽市、志摩市	211,453
④松阪・紀勢・東紀州	松阪、多気、明和、大台、大紀、尾鷲、紀北、熊野、御浜、紀宝	松阪地区、紀勢地区、紀北、熊野市、三重紀北、熊野市	277,824

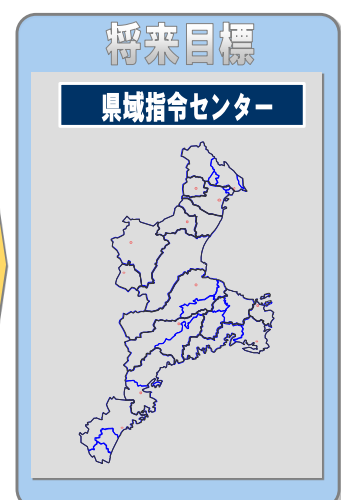
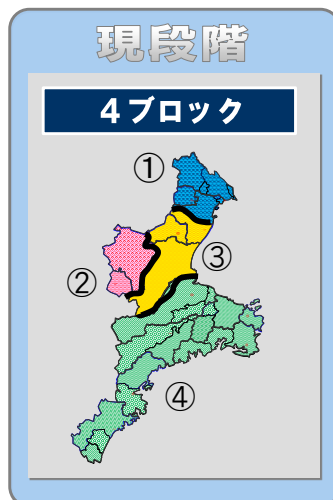
推進計画上の広域化ステップ



連携・協力（消防指令センター）4ブロック

通信指令連携・協力の現在の取組状況

区分	消防本部名	市町名	管轄人口
①三重北	桑名市	桑名、いなべ、木曽岬、東員	591,026
	四日市市	四日市、川越、朝日、孤野町	
②伊賀地域	伊賀市	伊賀	161,237
	名張市	名張	
③三重中央	鈴鹿市	鈴鹿	515,902
	亀山市	亀山	
④三重南	津市	津	489,277
	伊勢市	伊勢、玉城、度会	
	鳥羽市	鳥羽	
	志摩市	志摩、南伊勢（旧南勢）	
	松阪地区	松阪、多気、明和	
	紀勢地区	大台、大紀、南伊勢（旧南島）	
⑤三重紀北	尾鷲	尾鷲、紀北	63,551
	熊野市	熊野、御浜、紀宝	



※管轄人口は令和6年1月1日現在。

## 4.4 今後の消防の広域化及び連携・協力の推進について

### 4.4.1 消防の広域化の推進について

消防庁は、消防本部の規模が大きいほど災害対応能力が強化されることから、組織管理、財政運営等の観点からも管轄人口 30 万以上の規模を一つの目標としながらも、地域の事情を十分に考慮し、規模目標にこだわることなく、着実に小規模消防本部の広域化を推進していく必要があるとしています。

また、人口減少社会においても大規模地震、豪雨災害、テロ災害や市街地における大規模な火災等の複雑・多様化する災害に適切に対応していくためには、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立することが求められています。

このような状況の中、消防の広域化が消防力の維持・強化に有効な手段であることから、原則として、現行の広域化対象市町の組合せを踏襲しつつ、現在取組が進んでいる通信指令の連携・協力の枠組みもふまえて、中長期的な広域化も展望しながら取組を進めていかなければなりません。

#### 全国の広域化の先進事例

全国の広域化を実現した地域を鑑みても、広域化を実現していく過程として、消防指令センターの一元化による通信部門の統合を第一歩とし、その後には消防車両・資機材などの共同運用や消防署所の適正配置といった現場部門の統合を経て、最終的には消防事務全体を統合して一つの消防本部を目指すことで、段階的な広域化に結びつけている事例が確認できます。

このような取組は、三重県においても、将来的に広域化を見据えていく上で参考となるものです。

#### 4.4.2 消防の連携・協力の推進について

推進計画に基づき、市町や消防本部と連携して取組を推進した結果、令和10年までに県内消防指令センターが4つに集約されることとなりました。この集約化を確実に進めていくことで、広域化の実現に向けた下地が整備されることとなります。

また、消防指令センターで使用する通信指令台の使用期間は、概ね5～10年程度が目安とされていることから、いずれは県内各地の通信指令台の集中更新期を迎えます。通信指令台の次期更新時において、県域通信指令台の運用を検討するのであれば、県域消防本部に関する検討も視野に入れておく必要があると考えられます。県においても財政措置等の情報提供や関係市町間の必要な調整などに取り組んでいきます。

#### 県内通信指令台更新予定一覧

※数字は整備後の経過年数

消防本部名	消防指令センター名	現有機器整備年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	～	将来目標
桑名市	三重北	H28 (2016)	9	10	次期更新	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～	県域消防指令センター
四日市市																
菰野町																
鈴鹿市	三重中央 (予定)	H27 (2015)	10	11	運用開始 予定	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～	
亀山市		H25 (2013)	12	13												
津市		H27 (2015)	10	11												
伊賀市	伊賀地域	R6 (2024)	運用開始	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	～	
名張市																
伊勢市	三重南 (予定)	H27 (2015)	9	10	11	次期更新	運用開始 予定	2	3	4	5	6	7	8	～	
鳥羽市		R2 (2020)	4	5	6	7										
志摩市		H27 (2015)	9	10	11	次期更新										
松阪地区広域 消防組合		R1 (2019)	5	6	7	8										
紀勢地区広域 消防組合		H26 (2014)	10	11	12	13										
三重紀北 消防組合		H26 (2014)	10	11	12	13										
熊野市		H26 (2014)	10	11	12	13										

## 第5章 消防の広域化及び連携・協力のために必要な措置

### 5.1 広域化及び連携・協力推進のための措置事項

#### 5.1.1 県の支援措置

##### 1 先進事例等の情報提供や課題に対する解決策等の助言

県は、市町や消防本部に対して、広域化及び連携・協力のメリットや広域化及び連携・協力をより円滑に行うための情報提供、それぞれの消防本部が抱える課題の解決に役立つ先進事例等、きめ細かな情報提供を行います。

##### 2 関係市町間における協議の促進

県は、新たに消防本部を対象とした研修会を実施し、広域化の気運の醸成を図るとともに、各地域における検討会等へのオブザーバー参加や、消防庁の基本指針に新たに示された「中心消防本部」について、現在取り組まれている共同指令の連携・協力の枠組みをふまえたうえで、各市町及び消防本部と協議を重ね、設定が必要となった場合は、速やかに推進計画に反映すること等、積極的に支援します。

また、消防庁では、消防の広域化を積極的に支援するため、平成18年度に、消防広域化推進アドバイザー派遣要綱を定め、これに基づき、消防の広域化又は連携・協力（消防指令センターの共同運用）の実績がある消防本部の中から、消防の広域化又は連携・協力を推進するための助言や方策について情報提供できる方を選定し、都道府県や消防本部からの依頼に基づき派遣を行う「消防広域化推進アドバイザー制度」を運用しています。

県は、広域化又は連携・協力の取組を促すことができるよう、必要に応じて本制度を活用するとともに、市町や消防本部からの求めに応じて関係市町や消防本部間の消防の広域化及び連携・協力に関する幅広い仲介・連絡等の調整を行います。

##### 3 連携・協力のさらなる推進

消防庁が明示した、連携・協力の7つの類型のうち、本県では、「①指令の共同運用」及び「②消防用車両等の共同整備」が大きく前進しています。なお、その他の類型についても、具体的な取組については、引き続き各地域の動向を注視し、必要な支援を行うこと等、柔軟に対応していきます。

#### 【7つの類型】

- ①指令の共同運用 ②消防用車両等の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な予防業務
- ④特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等）の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進 ⑥訓練の定期的な共同実施 ⑦現場活動要領の統一

#### 4 消防体制強化に向けた財政支援

県は、通信指令台の共同運用をはじめとした連携・協力の取組や、広域化への体制を構築中の地域に対して財政支援（※消防広域化推進補助金）などを通じたバックアップを行うとともに、消防の広域化及び連携・協力を見据えた緊急防災・減災事業債をはじめとする財政支援の拡充を、引き続き国に働きかけていきます。

※「消防広域化推進補助金」は、消防広域化の取組を進める上において、一時的・臨時的に必要となる事業に要するもの、例えば、広域化の前提となる消防力強化に係る施設整備、通信指令台等に係る実施設計、先進事例調査等に対し、補助率1／2、1事業あたり500万円を上限に補助を行うものです。



## 5.1.2 国の支援措置

消防庁では、消防庁長官を本部長とする「消防広域化推進本部」を設置して消防の広域化及び連携・協力を推進しているところであり、消防広域化推進アドバイザーの派遣等を行っています。また、市町村の消防の広域化及び連携・協力に伴って必要となる経費に対してソフト・ハード両面からの総合的な支援措置を講じています。

消防の広域化及び連携・協力に対する国の財政支援措置は、下表のとおりです。

### 消防の広域化に対する国の財政支援措置（令和6年度）

項目	財政支援措置
消防広域化 推進経費	次の経費について都道府県に普通交付税を講じる。 ①広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供に必要な経費 ②助言等及び消防広域化重点地域の指定に必要な経費 ③協議会への参加等に必要な経費
広域化対象 市町村に 対する支援に要 する経費	次の経費について都道府県に特別交付税を講じる。 ①広域化対象市町村に対する補助金 ②交付金等の交付に要する経費 ※都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われたものに限る。
消防広域化 準備経費	次の経費について市町村に特別交付税措置を講じる。 ①広域消防運営計画策定経費 ②広域化協議会負担金 ③協議会委員報酬 ④広報誌作成費 等 ※都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われたものに限る。
消防広域化 臨時経費	次の経費について市町村に特別交付税措置を講じる。 ①消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設・設備等の整備に要する経費 ②消防本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費 ③業務の統一に必要となるシステム変更、規程の整備等に要する経費 等 ※都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われたものに限る。
防災対策事業債 及び緊急防災・ 減災事業債	次の経費について市町村に地方債を講じる。 ①消防署所等（消防署、出張所及び消防指令センターをいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ②統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ③消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備（広域化5年後以内に完了するもの） ・防災対策事業債 充当率90%（交付税参入率 元利償還金の50%） ・緊急防災・減災事業債 充当率100%（交付税参入率 元利償還金の70%） ※消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

	※広域化後 10 年度以内に完了する事業（一部 5 年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和 7 年度までである。
一般事業債・ 一般補助施設 整備等事業債	消防本部庁舎の整備について市町村に地方債を講じる。 ・一般事業債 充当率 90%（交付税措置なし）
補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって市町村に特別の配慮を行う。 ・消防防災施設整備費補助金 補助率 1/3 ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 補助率 1/2

### 消防の連携・協力に対する国の財政支援措置（令和 6 年度）

項目	財政支援措置
広域化対象 市町村に 対する支援に 要する経費	次の経費について都道府県に特別交付税を講じる。 ①消防の連携・協力に取り組む市町村に対する補助金 ②交付金等の交付に要する経費 ※都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和 11 年 4 月 1 日までに行われたものに限る。
消防広域化 準備経費	次の経費について市町村に特別交付税措置を講じる。 ①消防指令センターの共同運用に参画するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む） ②連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金 等 ※都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和 11 年 4 月 1 日までに行われたものに限る。
消防広域化 臨時経費	共同部隊の設置に必要な装備費等について市町村に特別交付税を講じる。 ※都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和 11 年 4 月 11 日までに行われたものに限る。
防災対策事業債	次の経費について市町村に地方債を講じる。 ①高機能消防指令センターの新築及び増改築（連携・協力実施計画に位置付けてから 10 年度以内に完了するもの。） ※消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分）、消防救急デジタル無線の整備を含む。 ②消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから 5 年度以内に完了するもの） ③訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから 10 年度以内に完了するもの） ・防災対策事業債 充当率 90%（交付税参入率 元利償還金の 50%） ※連携・協力実施計画に位置付けてから 10 年度以内に完了する事業（一部 5 年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和 7 年度までである。

<p>緊急防災・ 減災事業債</p>	<p>次の経費について市町村に地方債を講じる。</p> <p>①高機能消防指令センターの新築及び増改築（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）</p> <p>※消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分）、消防救急デジタル無線の整備を含む。</p> <p>②消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの）</p> <p>※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車両等</p> <p>③訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）</p> <p>・緊急防災・減災事業債 充当率100%（交付税参入率 元利償還金の70%）</p> <p>※連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までである。</p>
<p>補助金優先配分</p>	<p>消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって市町村に特別の配慮を行う。</p> <p>・消防防災施設整備費補助金 補助率1/3</p> <p>・緊急消防援助隊設備整備費補助金 補助率1/2</p>

出典：総務省消防庁「消防の広域化及び連携・協力の推進にかかる財政措置（令和6年度）」より作成

三重県消防広域化及び連携・協力に  
関する推進計画

[資料編]

## 目 次

市町村の消防の広域化に関する基本指針	… 資-1
(平成 18 年 7 月 12 日 消防庁告示第 33 号、 改正 平成 25 年 4 月 1 日 消防庁告示第 4 号、 改正 平成 30 年 3 月 30 日 消防庁告示第 8 号、 改正 令和 6 年 3 月 29 日 消防庁告示第 8 号)	
市町村の消防の連携・協力に関する基本指針	… 資-10
(平成 29 年 4 月 1 日 消防消第 59 号 消防庁長官通知、 改正 平成 30 年 4 月 1 日 消防消第 82 号 消防庁長官通知、 改正 令和 6 年 4 月 1 日 消防消第 93 号 消防庁長官通知)	
市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について	… 資-14
(平成 30 年 4 月 1 日 消防消第 81 号 消防庁長官通知)	
市町村の消防の連携・協力に関する基本指針の一部改正について	… 資-16
(平成 30 年 4 月 1 日 消防消第 82 号 消防庁長官通知)	
市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について	… 資-17
(令和 6 年 3 月 29 日 消防消第 92 号 消防庁長官通知)	
市町村の消防の連携・協力に関する基本指針の一部改正について	… 資-20
(令和 6 年 4 月 1 日 消防消第 93 号 消防庁長官通知)	
防災対策部関係補助金等交付要綱	… 資-22
(平成 16 年 3 月 31 日 三重県告示第 266 号)	
防災対策部関係補助金等交付要領	… 資-26
(令和 6 年 3 月 22 日 防災第 04-149 号改正通知)	

## 市町村の消防の広域化に関する基本指針

平成十八年七月十二日  
消防庁告示第三十三号  
最終改正 令和六年三月二十九日消防庁告示第八号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。

### 市町村の消防の広域化に関する基本指針

#### 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

##### 1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化やノウハウの共有
- ② 運用可能な部隊数の充実及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 予防業務、救助業務、救急業務等の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百十一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだとは言い難い状況にあった。そこで、平成十八年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められてきたところであり、平成三十年の本指針改正により推進期限としていた令和六年四月一日には、消防本部数は七百二十本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人口十万未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、既に人口減少社会が到来している。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約や人材確保についてもより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。また、人口減少により低密度化が進展しているが、消防活動として必要な署所等の数は大きくは変化しないものと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高い。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられる。

さらに、高齢化の進展に伴い、自力避難困難者の増加により予防業務の重要性がより一層増しているほか、救急需要が拡大しており、特にこうした面では、消防力の強化をしていかなければならない。

加えて、令和六年能登半島地震のような甚大な被害をもたらす地震の発生が近い将来にも見込まれているなど、近年、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要な状況にある。そのため、大規模災害の発生に備え、住民の生命、身体及び財産を保護するための消防体制を確保すべき必要性が高まっている。

大規模災害が発生した場合、近隣の市町村、都道府県も被災しており、応援要請

後直ちに応援部隊が到着しないことが考えられる。また、緊急消防援助隊の出動が決定した場合には、応援部隊との緊密な連携体制を構築するため、被災地の消防本部は指揮本部を設置するほか、進出拠点等への職員派遣が必要となり得る。応援

部隊到着前の初動体制の確保や、応援部隊との効果的な連携体制の構築のためには、一定の消防職員数の確保が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、消防体制を改めて検討しておく必要性が高まっている。

感染拡大時には、医療提供体制のひっ迫により救急搬送困難事案が多発し、救急体制への負担が増加することが想定される。また、消防職員が少数の消防本部においては、感染等により一部の職員が活動できなくなった場合、他の消防本部からの応援により消防体制を確保せざるを得なくなることが考えられる。消防職員の負担の軽減や、自らの消防体制での業務の運用のためには、人員配置等を柔軟に行うことができる消防職員数の確保が必要である。

この他、昨今注目されている、消防本部におけるハラスメント等への対応や女性活躍を推進するという観点でも、組織管理体制の基盤の強化が重要な課題となっている。

また、消防防災分野においても、災害対応ドローン等の高度な機器の導入・運用をはじめ、予防、救助、救急等の各分野でDXを進めることが求められている。それらに対応できる専門人材の育成・確保にも、消防本部の体制強化は有効である。加えて、消防庁から示されている消防指令システムに関する標準仕様書に基づいて行われるシステムの標準化は、消防本部における当該システムの基本的な機能を共通化するものであり、広域化の検討の円滑化に資するものと考えられる。

また、消防力に関して、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）及び消防水利の基準（昭和三十九年消防庁告示第七号）に規定する消防力に対する整備率を見ると、令和四年四月一日現在、消防職員については七十九・五％、消防水利については七十八・九％にとどまっているなど、依然として整備率が低いものがある。とりわけ、小規模消防本部においては、大規模な消防本部よりも整備率が低い傾向にあり、例えば、消防職員については、管轄人口三十万以上の消防本部が八十七・九％である一方、小規模消防本部においては、六十七・七％にとどまっている。そのほか、はしご車、化学消防車、救助工作車、消防水利等についても、消防本部の規模による顕著な差が見られる。

以上のことから、国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっている。

## 2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

## 3 令和六年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、令和六年四月一日に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の実情によって左右される面があるものと考えられる。また、本指針一、1でも述べたように、平成十八年からの広域化の継続した推進により、気運の高い地域等において、広域化は一定程度進み、成果が現れているが、平成三十年からの推進期間においては広域化の進捗がそれ以前と比べ鈍化しており、依然として、広域化の必要性が高い小規模消防本部が残されている。

まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要である。特に小規模消防本部については、今後のあり方を抜本的に議論する必要がある。

平成十八年以降、広域化を実現した地域の多くでは、都道府県や地域の核となる中心的な消防本部の積極的な取組等により、消防本部間の調整が円滑に行われ

ていたことから、地域の実情に応じ、広域化に向けた検討を積極的に進めるための選択肢の一つとして、地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部（以下「中心消防本部」という。）について、当該消防本部の同意を得た上で推進計画に定めることができるものとする。

なお、地域事情にもよるが、一般的には広域化を検討する地域の中で、管轄人口や消防職員数が多い消防本部を、中心消防本部と定めることが考えられる。

中心消防本部の主な役割として、まずは、周辺の消防本部の広域化の意向を確認することや、消防力の現況等について情報交換を行うことが期待される。これらの情報を踏まえ、広域化の効果の調査や現行消防力の比較調査等も主体的に実施することにより、広域化の検討を円滑に開始することが可能となる。



また、具体的な広域化の検討段階では、中心消防本部の呼びかけにより、広域化に関する協議会等を設置し、事務局として職員を派遣することで検討を前に進めるための基盤を作ることや、広域化実施に係る課題についての論点整理、意見集約を行うことが求められる。さらに、必要に応じて、中心消防本部から関係市町村に対する説明を行うことも、広域化に向けた調整を進める上で効果的である。このように、中心消防本部は、論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成において主導的役割を果たすことが期待される。

広域化後には、消防本部では、組合事務等の新たに発生する事務処理や、構成市町村と広域化時に継続検討とされた事項の調整が必要な場合があり、消防本部の事務の円滑な実施のため、必要に応じて旧中心消防本部が管轄していた市町村等が中心となって支援や調整を行うことは有効である。

地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割も非常に重要である。例えば、緊急消防援助隊に関する消防応援活動調整本部の設置や、傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務等、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まっている。広域化についても、本指針一、1で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化の機運の醸成、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、リーダーシップを発揮して自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

具体的な取組として、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、将来的な人材不足や財政見通し等を踏まえた中長期的な消防力のシミュレーション結果を市町村に提示し、他の消防本部と比較整理して説明することなどを通じ、広域化の必要性の理解を深め、広域化の機運の醸成を図ることが求められる。

これとあわせ、中心消防本部の設定についても検討し、関係消防本部の意向を確認した上で、中心消防本部となる消防本部から同意を得て推進計画に定めることとする。

また、広域化の具体的な検討過程において、中心消防本部を設定している地域であっても、消防本部間での調整が困難な場合などには、都道府県が消防本部や関係市町村の事務担当者を構成員とした協議の場の設置を主導することも考えられる。この際、必要に応じて事務局やオブザーバーとして参画し、課題解決に向けた助言を実施するなど、都道府県が積極的に関与することが協議の実効性を確保する上で非常に有効である。さらに、消防本部と首長部局等との間での調整が難航する場合には、消防本部の求めに応じて、都道府県が首長部局等への説明に同席し、助言を行う等により調整の円滑化を図ることも考えられる。

広域化後には、消防本部において、新たに発生する事務処理や、継続検討とされた事項の調整等について、円滑に合意形成が図られるよう、都道府県は助言や支援を行う等、積極的に関与することが期待される。

なお、本指針一、4に掲げる国の施策及び本指針三、5に掲げる各都道府県における措置を重点的に実施する地域（以下「消防広域化重点地域」という。）については、これまで以上に積極的に指定し、広域化を推進するものとする。

あわせて、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うこと（以下「消防の連携・協力」という。）についても、推進していくものとし、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが期待される。

#### 4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

本指針一、3を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

##### （1）消防広域化推進本部の設置

消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

##### （2）広報及び普及啓発

市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

##### （3）都道府県及び市町村に対する情報提供

消防本部が広域化により生じる効果を広く認識するとともに、広域化に伴う事務調整の負担増加等の懸念を解消することができるよう、広域化の推進に関する財政措置等の制度、広域化を実現した他の消防本部における優良事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。

##### （4）相談体制の確保充実等

広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

また、消防庁が提供し、広域化の効果等の分析を行うことができる、消防用車両出動シミュレーションシステムの活用を促すことにより、広域化や連携・協力の検討の促進を図る。

## (5) 財政措置

### ① 広域化関連事業

都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供若しくは助言、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要経費について所要の普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合（以下「組合」という。）で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、消防広域化重点地域に対するものに重点化して行うこととしている。

(i) 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この①において「市町村の消防の広域化」という。）に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。

(ii) 市町村の消防の広域化（令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）の増改築（広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものについては、新築を含む。）（高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）であって、当該広域化後十年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成三十年四月一日までに広域化した消防本部にあっては令和十年四月一日までに完了するもの。（iii）（iv）において同じ。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iii) 市町村の消防の広域化（令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するために必要となる改築（高機能消防指令センターとして改築する場合は、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）であって、当該広域化後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iv) 市町村の消防の広域化（令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）に伴う消防本部庁舎の整備であって、当該広域化後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方債措置を講ずる。

(v) 市町村の消防の広域化（令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備事業であって、当該広域化後五年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含む。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(vi) 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備（高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

### ② 連携・協力関連事業

組合で消防の連携・協力をを行う市町村の加入するもの又は消防の連携・協力をを行う市町村（以下「連携・協力実施市町村等」という。）に対して、都道府県が行

う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、当該連携・協力実施市町村等が消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を達成するために行う事業のうち特に消防の広域化につなげる効果が高いものに要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

(i) 市町村の消防の連携・協力（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の連携・協力に限る。）に伴う連携・協力実施計画の作成を含めた連携・協力の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。

(ii) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの新築・増改築（標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）であって、連携・協力実施計画に位置付けた後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iii) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等の整備であって、連携・協力実施計画に位置付けた後五年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iv) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる訓練施設の整備であって、連携・協力実施計画に位置付けた後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(v) 消防の連携・協に伴う消防防災施設等の整備（高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

## 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえると、令和十一年四月一日を期限として広域化に取り組むことが必要である。

### (1) 都道府県の推進計画等

都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更若しくは再策定又は策定を行うよう努めること。

### (2) 市町村の消防の広域化

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、令和十一年四月一日までに広域化を実現すること。

## 三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

### 1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めるよう努めることとされている推進計画には、おおむね次のような事項を定めることとなる。

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項  
次のような事項に留意して定めること。

① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。

② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。

③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。

(2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し  
次のような事項に留意して定めること。

① 広域化を推進するに当たっては、まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要であるため、都道府県が市町村に対し、当該分析・検討を行うために積極的な助言・支援を行う必要があること。

② 市町村の分析・検討を踏まえた上で、消防組織法が改正された平成十八年以降における広域化の進捗、広域化後の消防本部における広域化の効果、各都道府県における消防需要の動向等を振り返り、消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況などの市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展も踏まえ、おおむね十年後の消防体制の姿を見通す必要があること。

### (3) 広域化対象市町村の組合せ及び中心消防本部の設定

広域化対象市町村の組合せは、本指針三、2に基づき定めること。

地域の実情に応じて必要な場合には、本指針一、3を参考にしつつ、広域化対象市町村を管轄する消防本部の中から、中心消防本部を定めること。ただし、広域化の検討が円滑に進むよう、当該消防本部の同意を得て定めること。

なお、本指針三、3に基づき、必要に応じて消防広域化重点地域の指定等を行うこと。

また、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）についても、本指針三、4に基づき定めること。

(4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項  
本指針三、5に基づき定めること。

(5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項  
本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

(6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

## 2 推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

### (1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。現行の推進計画において、一の都道府県全体を一つの単位とした区域（以下「全県一区」という。）での広域化を規定した都道府県が一定数あるが、全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。

ただし、本指針一、1でも述べたように、消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっていることに鑑み、小規模消防本部及び消防吏員数が百人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。とりわけ、消防吏員数が五十人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）については、原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。

### (2) 連携・協力等の状況

消防の連携・協力を実現している地域や、消防庁から示されている消防指令システムに関する標準仕様書に基づいて当該システムを既に整備し、又はその整備を検討している消防本部が複数ある地域については、こうした状況も考慮して広域化対象市町村の組合せを検討することが必要である。

### (3) 配慮すべき事項

非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

以上のことを踏まえ、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね十年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとする。その際、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定めるものとする。

## 3 消防広域化重点地域の指定等

### (1) 消防広域化重点地域の指定の趣旨

十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村等を消防広域化重点地域に積極的に指定し、他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に広域化を推進することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するものとする。

### (2) 都道府県知事による消防広域化重点地域の指定及び公表等

都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを消防広域化重点地域として指定することができる。

① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

② 広域化の気運が高い地域

なお、推進期限である令和十一年四月一日までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、具体的には、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましい。

(i) 特定小規模消防本部

(ii) 非常備市町村

(iii) 消防の連携・協力の実施地域

(iv) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

広域化対象市町村の一の組合せを超える地域を消防広域化重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。  
なお、消防広域化重点地域の指定を行ったときはその旨を、当該消防広域化重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

(3) 関係市町村の意見の聴取等

消防広域化重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。  
また、消防広域化重点地域に指定された市町村以外の市町村から消防広域化重点地域の指定を求める意見等があった場合には、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする消防広域化重点地域の指定等に努めるものとする。

(4) 消防広域化重点地域の指定の変更

(2) 及び(3)は、消防広域化重点地域の指定の変更について準用する。

#### 4 推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準

(1) 消防の連携・協力の意義

消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策であるが、消防の広域化の実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防の広域化につなげるべく、消防の連携・協力を行うことが必要である。  
平成三十一年以降、広域化した七地域のうち五地域では、広域化前に高機能消防指令センターの共同運用（以下「指令の共同運用」という。）や消防用車両の共同整備といった連携・協力を実施しており、こうした取組は、広域化を実現していくための下地となり、その後の広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的に推進する必要がある。

(2) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方

連携・協力対象市町村の組合せを定めるに当たっては、消防の広域化と同様に地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討することが必要である。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、次の類型等が挙げられる。

- ① 指令の共同運用
- ② 消防用車両、資機材等の共同整備
- ③ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務
- ④ 特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等）の共同設置
- ⑤ 専門的な人材育成の推進
- ⑥ 訓練の定期的な共同実施
- ⑦ 現場活動要領の統一

(3) 高機能消防指令センターの共同運用

指令の共同運用により、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができることに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。

また、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に指令の共同運用を行う他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能である。

さらには、人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につなげる効果が特に大きい。

以上のことから、指令の共同運用については、広域化の推進と併せて、積極的に検討すべきであるが、現状、指令の共同運用を行う地域のうち半数を超える地域においては、高度な運用が実施されていないため、指令の共同運用の効果を最大限に生かすこととなる高度な運用についても併せて実施を検討することが必要である。

都道府県においては、上記のことを十分に認識した上で、消防本部等と緊密に連携しながら、市町村の高機能消防指令センターの更新時期や標準化の進捗、検討状況を把握し、消防本部に対して指令の共同運用についての検討を促し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。

なお、指令の共同運用を行う規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区とする必要がある。

#### 5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣及び財政支援等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤ 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

#### 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

##### 1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

なお、本指針一、3のとおり、広域化後においても都道府県及び旧中心消防本部が管轄していた市町村等による積極的な支援や関与が必要である。

##### 2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に組合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

##### 3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

###### （1）組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

###### （2）事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

##### 4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

#### 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

##### 1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、2のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

## 2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

## ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

## 3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。



## 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針

### 第1 消防の連携・協力についての基本的な考え方

#### 1 消防をとりまく課題とその対応方針

人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる一方で、消防は、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、火山災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害に適切に対応していかなければならない。

消防は、今後とも、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要がある。

そのため、常備消防は、社会経済情勢の変化、各般の技術の進展等に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていかなければならない。

これまで、消防庁では、常備消防の体制の整備・確立については、「消防の広域化」（消防組織法の規定に基づき実施される消防組織の統合を行うもの。以下同じ。）を推進してきたところであり、最も有効な方策である消防の広域化については、より積極的に進めていくこととする。

一方で、消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力すること（以下「消防の連携・協力」という。）により、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能となる。

#### 2 消防の連携・協力の推進

##### (1) 消防の連携・協力の必要性等

###### (ア) 必要性と効果

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要である。

消防の連携・協力による効果は、連携・協力を行う消防事務の種類やその方式によって様々だが、一般的に、

- 災害対応能力の向上
- 施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- 人員の効率的な配置、現場要員の増強（※）
- 消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上（※）

といった効果がある。（※）の事項については、消防の広域化を行った場合と異なり、その効果は消防の連携・協力を行う消防事務（指令の共同運用における指令業務など）にとどまるものの、当該事務の範囲では十分な効果が得られる。）

このように、消防の連携・協力による人的・財政的な資源の効率的な活用によって、現場要員の増強など消防力を充実強化することができる。

さらに、消防の連携・協力を進めていくことで、

- 職員間のつながり、意識の共有
- 広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- 共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

等の広域化を実現していくための下地が作られることとなる。こうしたことを契機として、消防力の確保・充実の方策としてより有効である消防の広域化を目指すことが適当である。

###### (イ) 連携・協力を進める上で留意すべき事項

- 消防力を充実強化していくことは喫緊の課題であり、実施することが可能な消防の連携・協力については早期に順次実施していくこと。
- 消防の連携・協力を進めるに当たっては、都道府県の境界を越えて、地理的なメリットのある消防本部間での連携・協力を検討すること。
- 複雑化・多様化する災害に対応できる高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図ること。
- 住民の防災意識が低下し、地域防災力の低下につながるがないよう、地域の住民や企業などの自発的な防災活動への参加を継続して推進するなど、地域防災力を向上させるために、常備消防がさらに積極的に取り組んでいくこと。

##### (2) 消防の連携・協力の推進方針

消防の連携・協力を推進するため、消防の連携・協力の実施主体となる市町村、都道府県及び国はそれぞれ以下の役割を果たすこととする。

###### (ア) 市町村の役割

市町村は、消防の連携・協力を行おうとするときは、協議により消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を作成するものとする。

連携・協力実施計画には、おおむね以下の事項について定めるものとする。

- 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針
- 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法
- 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

市町村は、別紙「連携・協力実施計画に定める事項について」を参考にし、管内の消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、連携・協力実施計画を作成するものとする。

#### (イ) 都道府県の役割

都道府県は、地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、都道府県が消防組織法に基づき広域化を推進すべき立場にあり、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということ十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討し、推進計画において、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）を定めるものとする。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、高機能消防指令センターの共同運用（以下「指令の共同運用」という。）、消防用車両・消防署所の共同整備等が挙げられる。とりわけ、指令の共同運用については、消防の広域化につなげる効果が特に大きいことから、市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、指令の共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。

また、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### (ウ) 消防庁の役割

消防の連携・協力の具体的なメリットや、連携・協力する消防事務の具体的内容と当該連携・協力を実施するための地方自治法上の手法について、各消防本部の十分な理解を得ることが必要であり、そのため、消防庁において、全国レベルでの研修会の開催、個別の消防本部に対する働きかけやアドバイザーの派遣などソフト面の支援を積極的に行うこととする。

また、消防の連携・協力を行う地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、次の財政措置を講じる。

- 連携・協力を行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修について緊急防災・減災事業債の対象とする。
- 連携・協力を行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する消防用車両等の整備について防災対策事業債の対象とする。
- 本指針に基づく消防指令業務の共同化に伴う高機能消防指令センターの整備については、消防防災施設整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。
- 本指針に基づく共同化に伴う緊急消防援助隊設備の整備については、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

#### (3) 消防の連携・協力の具体例

消防の連携・協力を実施するに当たっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する市町村において積極的な検討を実施していくことが必要である。

地域における検討の参考となるよう、下の（ア）～（カ）のとおり消防の連携・協力の具体例を示す。なお、消防の連携・協力は、以下の6つの例以外のもも考えられ、消防体制の整備・確立に向けて地域の自主的かつ積極的な検討が必要となる。

#### (ア) 指令の共同運用

指令の共同運用は、既に多くの消防本部で実施されているが、全国的な広がりには依然として不十分であり、消防の連携・協力の一類型として、今後も積極的に検討を進めていく必要がある。

指令の共同運用を行うことで、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることや、消防本部間で災害情報の様式を統一することによって、災害情報の統計資料としての活用も容易になること等の効果がある。

なお、指令の共同運用の実施に際しては、現場に再先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用を併せて行うことで、地域の消防体制の向上に一層資するものとなる。既に指令の共同運用を実施している消防本部も含め、上記のような高度な運用によるより効果的・効率的な部隊運用について検討することが望ましい。

また、指令の共同運用を実施する規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区（一の都道府県全体を一つの単位とした区域をいう。）とする必要がある。なお、地理的な事情等によりそれが困難な場合であっても、できる限り広域的な範囲での共同運用を目指すことが必要である。

#### (イ) 消防用車両の共同整備

はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両については、一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して出動する体制とすることによって、車両の購入費・維持管理費を効率化することができる。

また、複数の消防本部で共同整備することで、より高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できる。

#### (ウ) 境界付近における消防署所の共同設置

消防本部の管轄の境界付近において複数の消防本部がそれぞれ署所を配置しており、圏域全体で考えると非効率的な配置になっている場合がある。こうした場合においては、署所を共同で設置することで、効果的・効率的に境界付近の消防力を確保することができる。

(エ) 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要がある。

また、一定の圏域内で消防の連携・協力を実施することによって、ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上が図られる。

(オ) 専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることができる。

(カ) 応援計画の見直し等による消防力の強化

複数の消防本部が連携・協力して、応援計画の見直しや訓練の実施、車両・資機材の配備調整を行うことにより、大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものとする事ができる。

## 第2 消防の連携・協力を推進する期間

消防の連携・協力に係る積極的な取組を促す観点から、推進期限を設けて取り組むこととする。

大規模災害やテロ災害は全国どの地域において、いつ発生してもおかしくないことから、早急な消防の連携・協力の取組が必要である。一方、消防の連携・協力の実施に当たっては一定の準備期間も必要であることから、消防の連携・協力の推進期限については、消防の広域化の推進期限も踏まえ、平成36年4月1日までとする。

## 第3 市町村が連携・協力実施計画を作成する際の留意事項

### 1 検討体制の整備

消防事務は、住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的なサービスであり、サービスを直接受ける住民に大きな影響を与えるものであるため、消防の連携・協力を検討する際には、関係消防本部のみならず、必要に応じて都道府県、市町村、消防団、自主防災組織、学識経験者等の多様な主体が参画する協議機関を設けることも考えられる。

なお、その際の協議機関としては、地方自治法252条の2の2に基づく協議会のほか、任意の協議組織を設けることも考えられる。

### 2 連携・協力実施計画の早期の策定

消防の連携・協力の推進による消防力の確保・充実をいち早く実現するために、各消防本部においては、消防の連携・協力を実施しようとする場合には、できる限り早期に連携・協力実施計画を作成することが望ましい。

### 3 モデル事業の実施結果を踏まえた検討

消防の連携・協力について、具体的な先進事例を積み上げ、より効果的な推進につなげるため、国の委託事業として、平成29年度に連携・協力のモデル構築事業を実施するので、その状況も参考にしながら計画を作成すること。

## 連携・協力実施計画に定める事項について

消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）に定めるべき事項については、以下のとおりとする。

なお、各地域の実情に応じ、その他の事項について定めることも差し支えない。

## 1 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

## (1) 連携・協力を行おうとする地域における消防の現況・課題、将来予測

消防の連携・協力の実施を検討するに当たり、まず、連携・協力を行おうとする地域の各消防本部の消防力・消防需要の現況や課題、将来予測を分析しておくことが必要であり、具体的には、

- 消防需要の現況と将来予測
- 消防力の現況と将来予測
- 財政の現況と将来予測
- 組織・人員の現況と将来予測

等について分析の上、計画に記載する。

## (2) 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

(1) の分析を踏まえ、連携・協力によって目指すべき消防の姿についての基本的な考え方を定めておく。

具体的には、連携・協力の実施によって、初動対応部隊の増強、特殊な車両の整備等による災害対応能力の向上、現場到着時間の短縮、人材育成の充実等の目指すべき消防の姿について、基本的な方針を定めることが考えられる。また、連携・協力を契機として、他の消防事務の連携・協力をさらに進めていくことや、将来的な広域化に向けた議論を進めていくということを内容に盛り込むことも考えられる。

## (3) 連携・協力実施の検討体制

連携・協力の実施までの準備期間において関係消防本部が協議する体制について定める。また、連携・協力の実施後において各種事項を調整する際の協議体制についても定める。

## (4) 実施スケジュール

消防の連携・協力の実施に当たっては、各消防本部における組織体制の変更や車両・施設等の整備等を計画的に進めるため、あらかじめスケジュールを定める。

また、連携・協力する事務が複数ある場合には、事務ごとの実施時期についても明確にする。

## 2 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

消防事務のうち、連携・協力を行う事務の内容及び方法について、連携・協力を実施する消防事務ごとに次の

(1) から (6) までの事項が明確になるよう計画に定める。

## (1) 連携・協力を行う消防事務の内容

連携・協力を行う事務の内容を明示する。

## (2) 連携・協力を行う地域

境界付近における消防署所の共同設置など、一部の地域に限定して連携・協力を行う場合、連携・協力を実施する地域を明確にする。

## (3) 連携・協力を行う方法

(1) で定めた連携・協力を行う消防事務ごとに、活用する地方自治法又は消防組織法上の方法を明示する。

## (4) 連携・協用に要する人員の配置

連携・協力を行う消防事務に従事する人員の必要数及び配置部署並びに各本部から派遣する人員数について定める。

## (5) 連携・協用に伴う車両、施設等の整備計画

連携・協力を行う消防事務に直接関係する車両、施設等の整備計画について定める。

## (6) 連携・協用に係る費用の見通しと分担方法

連携・協力を実施するに当たり必要となる人件費、車両・施設等の整備費、維持管理費等について、総額の見通しと消防本部間での分担方法について定める。

## 3 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

連携・協力の実施に当たって、連携・協力を実施していない他の消防事務との連携を十分に確保しておくことが必要であり、情報の共有・伝達体制の整備方法等、管内の消防事務全体を円滑に実施するために必要となる事項について定める。

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（平成30年消防庁告示第8号。以下「改正告示」という。）が平成30年3月30日に告示され、本日施行されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意されるとともに、各都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 主な改正内容

1 市町村の消防の広域化の必要性（改正告示による改正後の市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第4号。以下「基本指針」という。）一、1）人口減少社会の到来、低密度化・高齢化の進展等に鑑み、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっていることを追記したこと。

2 平成30年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性（基本指針一、3）

(1) 方向性の概要

まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、今後のあるべき姿を考えた上で、都道府県が、当該分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議論し、推進計画を再策定する必要があることとしたこと。

(2) 都道府県の役割

消防広域化重点地域について、これまで以上に積極的に指定することとしたこと。また、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うこと（以下「消防の連携・協力」という。）についても推進していくものとし、必要な支援を行う役割が期待されることを追記したこと。

3 財政措置

(1) 広域化関連事業（基本指針一、4、(5)、①）

広域化関連事業に対する財政措置に関して、消防広域化重点地域に対するものに重点化して行うことを明記したこと。

(2) 連携・協力関連事業（基本指針一、4、(5)、②）

連携・協力関連事業に対する財政措置を追記したこと。

4 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間（基本指針二）

平成36年4月1日を期限として消防の広域化を推進することとしたこと。

5 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

(1) 市町村の消防の現況及び将来の見通し（基本指針三、1、(2)）

都道府県において、市町村が消防の現況の分析・今後のあるべき姿の検討を行うために積極的な助言・支援を行う必要があることに留意することとしたこと。

また、市町村の分析・検討を踏まえた上で、過去約10年間における推進計画に対する広域化の進捗、広域化消防本部の効果、各都道府県における消防需要の動向等を振り返り、市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、おおむね10年後の消防体制の姿を見通す必要があることに留意することとしたこと。

(2) 広域化対象市町村の組合せ（基本指針三、1、(3)）

連携・協力対象市町村についても、基本指針三、4に基づき定めることとしたこと。

(3) 市町村の消防の広域化の規模（基本指針三、2、(1)）

一の都道府県全体を一つの単位とした区域（以下「全県一区」という。）での広域化が理想的な消防本部のあり方の一つであることを追記したこと。

また、管轄人口10万未満の小規模な消防本部及び消防吏員数が100人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要があることとしたこと。さらに、消防吏員数が50人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）については、原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要があることとしたこと。

上記のことを踏まえ、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね 10 年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとする事としたこと。また、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定めるものとする事としたこと。

#### 6 消防広域化重点地域の指定（基本指針三、3、(2)）

推進期限までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、具体的には、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましいこととしたこと。

- (1) 特定小規模消防本部
- (2) 非常備市町村
- (3) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

#### 7 推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準

##### (1) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方（基本指針三、4、(2)）

連携・協力対象市町村の組合せを定めるに当たっては、消防の連携・協力が広域化につながるものであるということ十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討することが必要であることとしたこと。

##### (2) 高機能消防指令センターの共同運用（基本指針三、4、(3)）

高機能消防指令センターの共同運用が、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につなげる効果が特に大きいこと等を十分に認識した上で、まずは市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、高機能消防指令センターの共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要であることとしたこと。

また、高機能消防指令センターを共同運用する規模については、原則、全県一区とする必要があることとしたこと。

さらに、既に高機能消防指令センターを共同運用している地域にあつては、現場に再先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、その効果を最大限に生かすことが望ましいこととしたこと。

## 第2 留意事項

### 1 消防力カード（基本指針一、3・三、1、2 関連）

市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、今後のあるべき姿を考えるに当たっては、消防力カード（別添様式）を活用されたいこと。また、都道府県が推進計画を再策定する際には、市町村が作成した消防力カードを参考にされたいこと。

市町村は、都道府県が推進計画を再策定する期間にも鑑み、遅くとも平成 30 年 7 月までには、消防力カードを作成し、今後のあるべき姿を考える必要があること。その際、都道府県は、市町村に対し積極的な助言・支援を行う必要があること。

なお、消防力カードについては、策定後、都道府県を通し、消防庁に提出していただきたい。

### 2 推進計画の再策定

#### (1) 広域化の具体的な効果の検証（基本指針一、3・三、1、(2) 関連）

推進計画の再策定に当たっては、広域化の具体的な効果を、住民、議会等に分かりやすく説明することが望ましいこと。例えば、全県一区など、広域的な消防体制を取った場合の救急車の現場到着時間の短縮効果等のシミュレーションを行うこと等が有効である。

#### (2) 関係者のコンセンサスの形成（基本指針二、(1)・三、1）

推進計画の再策定に当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めること。

### 3 財政措置

#### (1) 広域化関連事業（基本指針一、4、(5)、①）

平成 31 年度から、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、配慮をする対象を拡充する予定としていること。

#### (2) 連携・協力関連事業（基本指針一、4、(5)、②）

連携・協力関連事業に関する財政措置について、平成 31 年度以降、連携・協力対象市町村として推進計画に定められている市町村に対するものに重点化することを検討することとしていること。

### 4 推進期限（基本指針二 関連）

広域化の推進期限を平成 36 年 4 月 1 日としているが、都道府県においては、平成 30 年度中までをめぐり約 1 年間で推進計画を再策定し、市町村においては、推進計画が策定されてから、平成 36 年 4 月 1 日までの約 5 年間で広域化を実現されたいこと。

## 第3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿  
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 長 官

市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について（通知）

市町村の消防の広域化の基本指針の一部を改正する件（平成30年消防庁告示第8号。以下「改正告示」という。）が平成30年3月30日に告示され、本日施行されたことに伴い、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部について別添資料のとおり改正しました。

貴職におかれましては、下記事項に留意されるとともに、各都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 主な改正内容

1 都道府県の役割（本通知による改正後の「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（以下「連携・協力基本指針」という。）第1、2、(2)、(イ)）

改正告示による改正後の市町村の消防の広域化の基本指針（以下「広域化基本指針」という。）を踏まえ、都道府県においても、高機能消防指令センターの共同運用などの市町村の消防の連携・協力について、広い視野で検討し、推進計画において、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）を定めるものとしたこと。また、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行うものとしたこと。

2 消防庁の役割（連携・協力基本指針第1、2、(2)、(ウ)）

広域化基本指針を踏まえ、財政措置について追記したこと。

3 消防の連携・協力を推進する期間（連携・協力基本指針第2）

消防の連携・協力の推進期限を、消防の広域化の推進期限も踏まえ、平成36年4月1日までとしたこと。

第2 留意事項

消防の連携・協力に対する財政措置について、平成31年度以降、連携・協力対象市町村として推進計画に定められている市町村に対するものに重点化することを検討することとしていること。

各都道府県知事 } 殿  
各指定都市市長 }

消 防 庁 長 官

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）

平素より、消防防災行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（令和 6 年消防庁告示第 8 号。以下「改正告示」という。）が、別添のとおり告示されましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意されるとともに、各都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 主な改正内容

1 市町村の消防の広域化の必要性（改正告示による改正後の市町村の消防の広域化に関する基本指針（以下「基本指針」という。）一、1）

(1) 大規模災害に備えた体制

令和 6 年能登半島地震のような甚大な被害をもたらす地震の発生が見込まれているなど、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要であり、大規模災害の発生に備え、消防体制を確保すべき必要性が高まっていることに加え、応援部隊到着前の初動体制の確保や、応援部隊との効果的な連携体制の構築のため、一定の消防職員数の確保が必要であることを追記したこと。

(2) 感染症に備えた体制

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、救急体制への負担の増加や、職員の感染等に対応するため、人員配置等を柔軟に行うことができる消防職員数の確保が必要であることを追記したこと。

(3) DX の進展への対応

高度な機器の導入・運用等や専門人材の育成・確保にも、消防本部の体制強化は有効であることに加え、消防指令システムの標準化は、システムの基本的な機能を共通化するものであり、広域化の検討の円滑化に資することを追記したこと。

2 令和 6 年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性（基本指針一、3）

(1) 中心消防本部の設定等

地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部（以下「中心消防本部」という。）について都道府県が策定する推進計画に定めることができることを追記したこと。

(2) 中心消防本部の役割

中心消防本部の役割として、周辺の消防本部の広域化の意向確認、広域化の効果の調査、広域化に関する協議会等の設置、広域化実施に係る論点整理等に主体的に取り組み、広域化を主導すること等を追記したこと。

(3) 都道府県の役割

都道府県の役割として、中長期的な消防力のシミュレーション結果を市町村に提示し、他の消防本部と比較整理して説明することなどを通じ、広域化の機運を醸成することや、消防本部間での調整が困難な場合などには、市町村等の協議の場の設置を主導するなど積極的に関与することを通じ協議の実効性を確保することを追記したこと。

3 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策（基本指針一、4）



- (1) 都道府県及び市町村に対する情報提供  
広域化の推進に関する財政措置等の制度や広域化を実現した他の消防本部における優良事例等の情報提供を行うことを追記したこと。
  - (2) 相談体制の確保充実等  
消防用車両出動シミュレーションシステムの活用を促し、広域化や連携・協力の検討の促進を図ることを追記したこと。
  - (3) 財政措置  
広域化関連事業及び連携・協力関連事業について、新たな地方財政措置を講ずることを追記したこと。
- 4 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間（基本指針二）  
令和 11 年4月1日を期限として広域化に取り組むことが必要としたこと。
- 5 推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに関する基準（基本指針三、2）  
都道府県は、連携・協力の実施状況や、消防指令システムの標準化の進捗、検討状況も考慮して広域化対象市町村の組合せを検討することを追記したこと。
- 6 推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準（基本指針三、4）
- (1) 消防の連携・協力の意義  
平成 31 年以降、広域化した7地域のうち5地域では、広域化前に連携・協力を実施しており、連携・協力の取組を進めることは、広域化を実現していくための下地となり、その後の広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的な推進が必要であることを追記したこと。
  - (2) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方  
推進計画に位置付けることが望ましいものとして、7つの類型（①指令の共同運用、②消防用車両、資機材等の共同整備、③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務、④特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等）の共同設置、⑤専門的な人材育成の推進、⑥訓練の定期的な共同実施、⑦現場活動要領の統一）等が挙げられることを追記したこと。
  - (3) 高機能消防指令センターの共同運用  
指令の共同運用の効果を最大限に生かすために高度な運用も併せて実施を検討することが必要であり、都道府県においては、消防本部等と緊密に連携しながら、市町村の高機能消防指令センターの更新時期や標準化の進捗、検討状況を把握し、消防本部に対して指令の共同運用についての検討を促すことを追記したこと。

## 第2 留意事項

- 1 中心消防本部の設定（基本指針一、3 関連）  
平成 18 年以降、広域化を実現した地域の多くでは、都道府県や地域の核となる中心的な消防本部の積極的な取組等により、消防本部間の調整が円滑に行われていたことから、広域化に向けた検討を積極的に進めるための選択肢の一つとして、広域化を検討する地域ごとに、中心消防本部を推進計画に定めることができるものとする。  
都道府県は、広域化の規模や連携・協力等の状況などを考慮し、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。その上で、地域の実情に応じて必要な場合には、広域化対象市町村を管轄する消防本部の中から、当該消防本部の同意を得て、中心消防本部を定めることができるものとする。  
なお、地域事情にもよるが、一般的には広域化を検討する地域の中で、管轄人口や消防職員数が多い消防本部を、中心消防本部と定めることが考えられること。
- 2 財政措置（基本指針一、4 関連）  
これまでの地方財政措置に加え、新たに地方財政措置を講ずることを踏まえ、都道府県及び市町村は、広域化及び連携・協力の推進に一層取り組まねたいこと。  
地方財政措置の詳細は、令和6年3月29日付け消防消第96号「消防の広域化及び連携・協力の推進に係る地方財政措置について（通知）」を参照すること。
- 3 推進期限（基本指針二関連）

自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間（令和 11 年 4 月 1 日）を踏まえ、都道府県においては、中心消防本部の設定や、新たな連携・協力の類型等について推進計画へ位置付ける等、必要に応じて推進計画の変更等を行うこととし、広域化対象市町村においては、令和 11 年 4 月 1 日までの 5 年間で広域化を実現されたいこと。

### 第3 施行日

令和6年4月1日

各都道府県知事 } 殿  
各指定都市市長 }

消防庁長官

市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について（通知）

市町村の消防の広域化の基本指針の一部を改正する件（令和6年消防庁告示第8号。以下「改正告示」という。）が令和6年3月29日に告示され、本日施行されたことに伴い、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部について別添資料のとおり改正しました。

貴職におかれましては、下記の主な改正内容に留意されるとともに、各都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防をとりまく課題とその対応方策（本通知による改正後の「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（以下「連携・協力基本指針」という。）第1、1）

近年、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要であり、常備消防の体制の整備・確立のため消防の広域化を推進してきたところであるが、平成31年以降、広域化した7地域のうち5地域では、消防の連携・協力に取り組んでいたことから、消防の連携・協力は広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的に推進する必要があるとしたこと。

- 2 都道府県の役割（連携・協力基本指針第1、2、（2）、（イ））

推進計画に位置付けることが望ましい連携・協力として、7つの類型を挙げ、そのうち、指令の共同運用については、指令システムに関する標準仕様書に基づいて当該システムを既に整備し、又はその整備を検討している場合は、指令の共同運用の検討の円滑化にも資するものと考えられるため、都道府県は、指令センターの更新時期や、標準化の進捗、検討状況を把握し、消防本部に対して指令の共同運用についての検討を促し、その結果を推進計画に反映させることが必要であるとしたこと。

- 3 消防庁の役割（連携・協力基本指針第1、2、（2）、（ウ））

連携・協力を実現した他の消防本部における優良事例の横展開、消防用車両出動シミュレーションシステムの活用促進などソフト面の支援を積極的に行うこととし、また、消防庁が講じる財政措置について追記したこと。

- 4 連携・協力の具体例（連携・協力基本指針第1、2、（3））

連携・協力の具体例として、7つの類型（①指令の共同運用、②消防用車両、資機材等の共同整備、③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務、④特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等）の共同設置、⑤専門的な人材育成の推進、⑥訓練の定期的な共同実施、⑦現場活動要領の統一）とそれぞれの効果を示したこと。

- 5 消防の連携・協力を推進する期間（連携・協力基本指針第2）

消防の連携・協力の推進期限を、消防の広域化の推進期間も踏まえ、令和11年4月1日までとしたこと。

- 6 連携・協力実施計画に定める事項（連携・協力基本指針別紙）

(1) 連携・協力をを行う消防事務の内容（連携・協力基本指針別紙2、（1））

指令の共同運用を行う場合は、原則として、高度な運用についても併せて実施を検討し、その実施内容や目標時期を定め、また、連携・協力を実施する事務に応じて、職員交流や相互応援体制の構築、見直しを検討し、その内容を定めるとしたこと。

(2) 連携・協用に要する人員の配置（連携・協力基本指針別紙2、（4））

指令の共同運用など連携・協力による業務の集約により人員の効率化が見込まれる場合は、その人員数や現場要員等への配置の見込みについて定めるとしたこと。

(3) 連携・協用に係る費用の見通しと分担方法（連携・協力基本指針別紙2、（6））

連携・協力を実施するに当たり必要となる費用について、将来的に削減効果が見込まれる場合はその効果について定めるとしたこと。

防災対策部関係補助金等交付要綱

平成16年3月31日  
三重県告示第266号

改正	平成16年11月1日三重県告示第825号 平成18年3月31日三重県告示第284号 平成20年3月21日三重県告示第151号 平成22年2月23日三重県告示第106号 平成23年3月8日三重県告示第141号 平成23年10月25日三重県告示第670号 平成25年3月29日三重県告示第195号 平成27年3月20日三重県告示第177号 平成28年3月25日三重県告示第203号 平成30年3月27日三重県告示第229号 令和2年3月31日三重県告示第209号 令和6年3月22日三重県告示第188号	平成17年3月25日三重県告示第259号 平成19年3月30日三重県告示第226号 平成21年11月27日三重県告示第723号 平成23年2月4日三重県告示第68号 平成23年7月5日三重県告示第434号 平成24年3月30日三重県告示第242号 平成26年3月28日三重県告示第214号 平成28年3月1日三重県告示第135号 平成29年9月12日三重県告示第633号 平成31年3月19日三重県告示第154号 令和5年3月17日三重県告示第157号
----	--	--

防災危機管理局関係補助金等交付要綱を次のように定めます。

防災対策部関係補助金等交付要綱

（補助金等の名称等）

第1条 三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づく防災対策部関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の内容及び補助額又は交付率は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

（財産処分の制限）

第2条 規則第20条第1項ただし書並びに同項第2号及び第3号の規定により財産処分の制限をする期間又は機械及び重要な器具並びに財産は、別表2のとおりとする。

（証拠書類の保存）

第3条 防災対策部関係補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業等完了後5年間保存しておかなければならない。ただし、知事が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によらなければならない。

（添付書類等）

第4条 防災対策部関係補助金等の交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の補助金等から適用する。
- 2 この告示の施行前に地域振興部関係補助金等交付要綱（平成14年三重県告示第207号）の相当規定による補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

附 則（平成16年11月1日三重県告示第825号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の防災危機管理局関係補助金等交付要綱の規定は、平成16年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成17年3月25日三重県告示第259号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日三重県告示第284号）

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前の防災危機管理局関係補助金等交付要綱（以下「旧告示」という。）の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に旧告示に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

附 則（平成19年3月30日三重県告示第226号）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の防災危機管理部関係補助金等交付要綱に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

附 則（平成20年3月21日三重県告示第151号）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の防災危機管理部関係補助金等交付要綱に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

附 則（平成21年11月27日三重県告示第723号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の防災危機管理部関係補助金等交付要綱の規定は、平成21年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成22年2月23日三重県告示第106号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の防災危機管理部関係補助金等交付要綱の規定は、平成21年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成23年2月4日三重県告示第68号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の防災危機管理部関係補助金等交付要綱の規定は、平成22年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成23年3月8日三重県告示第141号）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の防災危機管理部関係補助金等交付要綱に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

附 則（平成23年7月5日三重県告示第434号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の防災危機管理部関係補助金等交付要綱の規定は、平成23年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成23年10月25日三重県告示第670号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の防災危機管理部関係補助金等交付要綱の規定は、平成23年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成24年3月30日三重県告示第242号）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前の防災危機管理部関係補助金等交付要綱（以下「旧告示」という。）の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に旧告示に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

附 則（平成25年3月29日三重県告示第195号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日三重県告示第214号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日三重県告示第177号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日三重県告示第135号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日三重県告示第203号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月12日三重県告示第633号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の防災対策部関係補助金等交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成30年3月27日三重県告示第229号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日三重県告示第154号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日三重県告示第209号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日三重県告示第157号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日三重県告示第188号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第1条関係）

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	消防広域化推進補助金	消防力及び住民サービスの向上を図る。	別に定める消防広域化に要する経費	別に定める。	市町及び一部事務組合
2	三重県消防協会補助金	消防体制の確立及び発展を期すための協会の運営の円滑化を図る。	三重県消防協会の運営に要する経費	別に定める。	三重県消防協会
3	消防団活性化促進事業補助金	三重県消防協会の消防団活性化事業を助成することにより、消防団の活性化を図る。	三重県消防協会が行う消防団活性化事業に要する経費	別に定める。	三重県消防協会
4	防災ヘリコプター連航調整交付金	三重県防災ヘリコプター連航協議会の防災航空隊員派遣助成事業を助成することにより、消防業務の円滑化を図る。	三重県防災ヘリコプター連航協議会が行う防災航空隊員派遣助成事業に要する経費	別に定める。	三重県防災ヘリコプター連航協議会
5	地域減災力強化推進補助金	地域における防災・減災対策の強化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 津波避難施設整備促進事業 2 避難所空調設備整備促進事業 3 風水害対策緊急促進事業 4 住民の地震・津波避難対策と避難行動促進事業 5 自主防災組織、消防団等による地域防災活動促進事業 6 多様性に配慮した避難所運営と避難所の生活環境整備促進事業 7 受援体制の整備と被	別に定める。	市町及び一部事務組合

			災地・被災者の迅速な復興支援事前対策促進事業		
6	県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金	県北部海拔ゼロメートル地帯における津波避難対策の強化を図る。	県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策推進事業に要する経費	別に定める。	桑名市及び木曾岬町
7	消防団充実強化促進事業補助金	市町における消防団員の確保及び消防団の活性化の取組を支援し、消防団の充実強化を図る。	別に定める消防団の充実強化に要する経費	別に定める。	市町

別表2（第2条関係）

区分	(A) 名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号及び第3号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具並びに財産
1	消防広域化推進補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間	補助事業により取得した消防施設及び設備



防災対策部関係補助金等交付要領

平成16年	4月	1日	防危第02-110号	制定通知
平成17年	4月	1日	防危第02-115号	改正通知
平成18年	4月	1日	防危第01-5号	改正通知
平成19年	4月	1日	防危第01-2号	改正通知
平成21年	4月	1日	防危第01-117号	改正通知
平成21年	7月	1日	防危第04-32号	改正通知
平成21年	11月	27日	防危第04-84号	改正通知
平成22年	3月	1日	防危第04-113号	改正通知
平成23年	2月	4日	防危第02-785号	改正通知
平成23年	3月	8日	防危第04-105号	改正通知
平成23年	7月	5日	防危第04-19号	改正通知
平成24年	3月	30日	防危第02-961号	改正通知
平成25年	3月	29日	防災第04-95号	改正通知
平成25年	6月	17日	防災第02-310号	改正通知
平成26年	3月	28日	防災第04-208号	改正通知
平成27年	3月	20日	防災第04-142号	改正通知
平成28年	3月	25日	防災第04-198号	改正通知
平成29年	3月	27日	防災第04-143号	改正通知
平成30年	3月	27日	防災第04-147号	改正通知
平成31年	3月	19日	防災第04-133号	改正通知
令和2年	3月	31日	防災第02-911号	改正通知
令和3年	3月	25日	防災第04-330号	改正通知
令和5年	3月	29日	防災第04-229号	改正通知
令和6年	3月	22日	防災第04-149号	改正通知

第1条 県の交付する防災対策部所管の補助金等については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号、以下「規則」という。）及び防災対策部関係補助金等交付要綱（平成16年三重県告示第266号、以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2条 交付要綱第4条の規定による交付申請書等の提出期限、添付書類等は、別表1のとおりとする。

第3条 交付要綱別表1の第1号の項（C）欄及び（D）欄の別に定める消防広域化に要する経費の内容及び補助金の交付率（交付額）は、別表2のとおりとする。

2 交付要綱別表1の第2号及び第3号の項（D）欄の別に定める三重県消防協会が行う事業等に要する経費に対する補助金の交付率（交付額）は、別表3のとおりとする。

3 交付要綱別表1の第4号の項（D）欄の別に定める三重県防災ヘリコプター連絡協議会が行う防災航空隊員派遣助成事業に要する経費に対する交付金の交付率（交付額）は、別表4のとおりとする。

4 交付要綱別表1の第5号の項（D）欄の別に定める県民による「（重点枠）津波避難施設整備促進事業」「（重点枠）避難所空調設備整備促進事業」「（特別枠）風水害対策緊急促進事業」「（一般枠1）住民の地震・津波避難対策と避難行動促進事業」「（一般枠2）自主防災組織、消防団等による地域防災活動促進事業」「（一般枠3）多様性に配慮した避難所運営と避難所の生活環境整備促進事業」「（一般枠4）受援体制の整備と被災地・被災者の迅速な復興支援事前対策促進事業」に要する経費に対する補助金の交付率（交付額）は、別表5のとおりとする。

5 交付要綱別表1の第6号の項（D）欄の別に定める県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策推進事業に要する経費に対する補助金の交付率（交付額）は、別表5の3のとおりとする。

第4条 補助金の交付決定の際に付する条件は、規則及び交付要綱の規定によるもののほか、別表6に掲げる場合、又は補助事業を中止若しくは廃止する場合にあっては、変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）によって知事の承認を受けなければならないこととする。

第5条 規則第15条ただし書の規定により概算払いをうけようとするときは、補助金等概算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならないものとする。

附 則 (平成16年4月1日 防危第02-110号)

- 1 この要領は、平成16年度分補助金等から適用する。
- 2 消防防災関係補助金等交付要領(平成15年地振第06-1011号)は、廃止する。
- 3 この要領の施行前の旧要領に規定する補助金等についてなされた手続きは、この要領に規定する補助金等についてなされた手続きとみなす。

附 則 (平成17年4月1日 防危第02-115号)

この要領は、平成17年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成18年4月1日 防危第01-5号)

この要領は、平成18年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成19年4月1日 防危第01-2号)

この要領は、平成19年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成21年4月1日 防危第01-117号)

この要領は、平成21年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成21年7月1日 防危第04-32号)

この要領は、平成21年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成21年11月27日 防危第04-84号)

この要領は、平成21年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成22年3月1日 防危第04-113号)

この要領は、平成22年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成23年2月4日 防危第02-785号)

この要領は、平成22年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成23年3月8日 防危第04-105号)

この要領は、平成23年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成23年7月5日 防危第04-19号)

この要領は、平成23年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成24年3月30日 防危第02-961号)

この要領は、平成24年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成25年3月29日 防災第04-95号)

この要領は、平成25年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成25年6月17日 防災第02-310号)

この要領は、平成25年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成26年3月28日 防災第04-208号)

この要領は、平成26年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成27年3月20日 防災第04-142号)

この要領は、平成27年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成28年3月25日 防災第04-198号)

この要領は、平成28年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成29年3月27日 防災第04-143号)

この要領は、平成29年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成30年3月27日 防災第04-147号)

この要領は、平成30年度分補助金等から適用する。

附 則 (平成31年3月19日 防災第04-133号)

この要領は、平成31年度分補助金等から適用する。

附 則 (令和2年3月31日 防災第02-911号)

この要領は、令和2年度分補助金等から適用する

附 則 (令和3年3月25日 防災第04-330号)

この要領は、令和3年度分補助金等から適用する

附 則 (令和5年3月29日 防災第04-229号)

この要領は、令和5年度分補助金等から適用する

附 則 (令和6年3月22日 防災第04-149号)

この要領は、令和6年度分補助金等から適用する

別表 1

区分	補助金等の名称	提出時期			添付書類						提出部数	経由機関
		交付申請書	状況報告書	実績報告書	交付申請		状況報告		実績報告			
					名称	様式	名称	様式	名称	様式		
1	消防広域化推進補助金	別に定める		補助事業の完了の日から30日又は交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日	事業計画書 収支予算書	第1号様式	状況報告書	第5号様式	事業実績書 第3号様式	1部		
2	三重県消防協会補助金	別に定める		交付決定のあった日の属する年度の末日	事業計画書 収支予算書	別に定める			事業実績書 収支精算書	別に定める	1部	
3	消防団活性化促進事業補助金	別に定める		補助事業の完了の日から20日又は交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日	事業計画書 収支予算書	別に定める			事業実績書 収支精算書	別に定める	1部	
4	防災ヘリコプター運航調整交付金	別に定める		交付決定のあった日の属する年度の末日	事業計画書 収支予算書	別に定める			事業実績書 収支精算書	別に定める	1部	
5	地域減災力強化推進補助金	別に定める		補助事業の完了の日から30日又は交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日	別表5の2で定める ※交付決定前に着手する場合の届を含む	別表5の2で定める ※交付決定前に着手する場合の届を含む			別表5の2で定める 別表5の2で定める	1部		
6	県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金	別に定める		補助事業の完了の日から30日又は交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日	別表5の4で定める	別表5の4で定める			別表5の4で定める 別表5の4で定める	1部		
7	消防団充実強化促進事業補助金	別に定める		補助事業の完了の日から30日又は交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日	事業計画書 収支予算書	第1号様式	状況報告書	第5号様式	事業実績書 第3号様式	1部		

別表 2

補助金等の名称	補助対象	交付率
消防広域化推進補助金	<p>県が策定した「<u>三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画</u>」(平成31年3月策定)に基づき、消防広域化及び<u>連携・協力</u>の取組を進める上において、一時的・臨時的に必要となる事業に要するもの。</p> <p>ただし、用地補償費、測量試験費は除く。</p> <p>また、国庫補助関連事業及び他の補助対象費用による事業と重複するものも除く。</p>	<p>市町等が支出する補助対象費用を補助基準額とし、交付率はその2分の1以内とする。</p> <p>また、補助金額については、1事業あたり500万円を上限とする。</p>
	<p>知事が特に必要と認めるもの。</p>	<p>知事が必要と認める額</p>

年度 消防広域化推進補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

三重県知事 様

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者氏名 印

年度において消防広域化推進補助事業について、消防広域化推進補助金 , 0  
00円の交付を受けたいので、三重県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類  
を添えて申請します。

関係書類

- 1 消防広域化推進補助金事業計画書
- 2 消防広域化推進補助金収支予算書

年度 消防広域化推進補助金実績報告書

第 号  
年 月 日

三重県知事 様

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者氏名 印

年 月 日三重県指令防災第02- 号で消防広域化推進補助事業補助金の交付の決定の通知があつた消防広域化推進補助事業について、三重県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 消防広域化推進補助事業実績書

年度 消防広域化推進補助金事業状況報告書

市町

事業内容	事業費	遂行状況			事業完了 予定年月日	備考
		事業開始 年月日	事業費			
			出来高	進捗率		
			円	%		
			円	%		
			円	%		

年度 消防広域化推進補助金請求書

第 号

年 月 日

三重県知事 へ

市町長等名

年 月 日付け三重県指令防災第02- 号で額の確定のあった消防広域化推進補助金 , 000円を交付されたく請求します。

記

(単位：千円)

補助金交付確定額		請求額 (B)	残額 (A) - (B)	事業完了 年月日	摘要
補助金確定額 (A)	補助対象 事業費				

払込先

銀行名 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店 \_\_\_\_\_

預金種目 \_\_\_\_\_

口座番号 No. \_\_\_\_\_

口座名義 \_\_\_\_\_







三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画

平成 31 年 3 月  
令和 7 年 3 月 改訂  
三 重 県  
(防災対策部消防・保安課)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
Tel : 059-224-2108 Fax : 059-224-3350  
E-mail : shobo@pref.mie.lg.jp